

第8日目（12月17日）

○議 長（関 常幸君） おはようございます。傍聴者の皆様、早朝より寒い中、大変ありがとうございます。

延会前に引き続き、本会議を再開いたします。ただいまの出席議員数は26名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から欠席の届けが出ておりますので、報告いたします。

[午前9時30分]

○議 長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

○議 長 質問順位7番、議席番号15番・中沢一博君。

○中沢一博君 おはようございます。中沢一博でございます。傍聴者の皆さん、本当に足元の悪い中、早朝からお越しいただきまして大変ありがとうございます。

先の市議会選挙におきまして、多くの市民の皆様から負託をいただき、こうしてここにまた立つことができました。身の引き締まる思いでいっぱいであります。その思いを胸に、初心に戻って全力投球で一般質問をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

1 日本一健康長寿立市に向けて

最初に「日本一健康長寿立市に向けて」と題しまして、1番目の介護予防促進にボランティア制度「お元気ポイント」の導入を、と題しまして伺わせていただきます。健康長寿に関しては、先日も食の面でも質問等がありました。私は角度を絞った中で質問をさせていただきたいと思っております。

介護保険制度の開始以降、保険と税金から支払われている介護給付費が年々増加し、伸び続けている。これに伴いまして、私たち個人の保険料も上昇の一途をたどっております。介護制度の当初、平成14年度では、六日町では保険料が2,817円でありました。合併した平成17年度の第2期では、介護保険予算が28億5,300万円で、保険料は3,225円でありました。そして第4期の平成21年から平成23年では、給付費準備基金を1億3,000万円取り崩した中で保険料が4,392円。そして今現在の第5期平成25年度では、何と介護保険予算が59億3,100万円であります。保険料はお一人5,192円となっているのが実態でございます。

急速に進む少子高齢化の中で、医療と並んで介護の充実は待ったなしであります。いわゆる団塊世代が75歳以上になる2025年には、要介護者や認知症の高齢者が、まさに今現在の1.5倍に増加するという推計もされております。老後の安心を支えるために、限られた財源の中で介護基盤をどう整備するかが問われてくるのであります。その中で、誰もが安心できる社会保障の将来像を示さなければならないのであります。

今、この国は介護報酬改正で施設から在宅へという移行をうたっておりますが、実際には介護職員の処遇改善、また住まいだとか医療、介護、生活支援などを一体的に提供する地域包括ケアの必要性を強く感じているわけであります。けれども、具体的にはやはり24時間、

365 日対応の在宅支援サービスの整備というのが大事になってくるかと思っております。しかし、当市の現実を見ても、また他の自治体を見ても、実情はそううまくはできないのが現実であります。そうした中、平成 25 年には今現在の 2 倍近い介護人材が必要とされているのであります。介護従事者の不足も著しいのが実態であります。老後の安心を築く上で、どうしても 24 時間、365 日の介護体制の整備や、また地域の事情を踏まえた介護施設の計画的な拡充、そして人材不足の解消のための介護従事者の処遇改善をどうしても図っていかねばならない、これは重要なテーマであります。介護整備の体制につきましては、私は今回は触れずに、機会を見ましてじっくりとやりたいと思っております。

そうした中で私は今回、健康長寿という考えが最近注目を集めております。高齢者が健康で元気に過ごすための具体的な方法の 1 つとして、介護保険を利用せずに元気に暮らせる 65 歳以上の高齢者に対して、介護予防への取り組みを評価する「お元気ポイント」というようなものを付与して、そして将来の介護保険料を軽減する制度を創設する必要があると思っております。元気な高齢者が社会に貢献できる体制をつくる必要があると考えますが、市長の見解をお伺いするものであります。

当市におきましても、ファミリーサポート事業がありますけれども、ご承知のとおり実態は余り伸びておりません。私はもっと介護というものを全体的に捉えて、介護の現状というものを市民にまず知ってもらわなければならない。そして、その制度のもとで体制を整備して、高齢者に生きがいを持っていただきたいのであります。そして「介護ポイント制度」という考え方に多くの方が参加していただければ、これがすなわち介護予防に通ずるわけであり、効果が発揮されるわけであり、そういう観点から、また保険料抑制にもつながることが期待されますので、市長に私は何回も質問して申しわけないのですけれども、再度市長に問いかけたいのであります。よろしく願いいたしたいと思っております。

次に「健康マイレージ」の取り組みについてお伺いいたします。これは介護にも通ずるわけであり、健康診断の受診やスポーツ活動への参加などで、ポイントをためると特典を利用することができるという取り組みであります。40 歳以上の市民が、市で認められた運動教室とか健康関連のイベントに参加したりすると、健康づくりの活動をポイントに換算しまして、民間との協力の中で、公共施設利用券や景品と交換できるポイントシステムの実施であります。これは市民の健診受診率を上げ、健康づくりに励むことで、やはり医療費や介護費の抑制につながると私は思っております。そうした中で、地域のコミュニティや地域経済の活性化など、まちづくりや人づくりにつながる将来の超高齢化社会を見据えた中での施策になると私は考えますが、市長の見解をお伺いするものであります。

以上、1 項目目を壇上からの質問とさせていただきます。

○議 長 中沢一博君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 傍聴の皆様方、大変ご苦労さまです。ありがとうございます。一般質問 2 日目であります。中沢議員の質問にお答え申し上げます。

1 日本一健康長寿立市に向けて

ボランティア制度「お元気ポイント」の導入ということでもあります。これは議員から先ほど触れていただきましたように、幾たびかそのご質問、ご提言をいただいたところではありますが、今現在、市でこれを導入しようというところまで至っていないということを、まずはご理解いただきたいと思っております。

第6期の介護保険事業計画策定のためのニーズ調査を12月13日に発送いたしました。これは平成27年からの部分であります。その中にボランティアの実態を調査する項目もございますので、その結果等を参考にして、次期計画の中に取り入れるかどうかを検討してまいらなければならないと思っております。

今現在市では、予防事業、あるいはボランティア制度「なじよもネット」とか「ボランティアセンター」の充実を図っております。南魚沼の社会福祉協議会で実施しておりますボランティアセンターに113グループ、2,185人が登録しておりますし、なじよもネットは102人の利用者会員と84人の協力会員が登録されているということです。この部分では順調にございますか、ある程度うまく回っているわけですが、もう一つ踏み込んだ部分ということ、今何度かご提言いただいているわけでもあります。

これについては先ほど触れましたように、議員はご承知だと思いますけれども、今、三条、それから新潟、あとは佐渡この3市でこれを導入しております。ご存じだと思いますけれども、なかなか課題が多く上がってきておまして、三条では8万5,000人の人口であります。この中で登録者数が850人、やっている場所、やっている人が固定していてなかなか新規の登録は進まない。

佐渡では2万3,000人中の130人ということでもあります。デイサービス施設、認知症施設でも利用できるよということ、ポイントを施設へ寄付ができるように要望があるということでもあります。これはなかなか事務負担の問題で検討ということでもあります。

新潟市では20万2,500人中400人の登録ということおまして、ここでは今度は換金だけでなく、地場商品の引き換えや施設の入場料等に変換できないか、あるいは1年単位での換金を蓄積して将来の介護利用料に使えるよということ、ご要望もあるということ、これらが非常に事務負担等で難しい部分がありまして、もう少し研究をさせていただこうと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

健康マイレージであります。生活習慣病の予防、疾病の早期発見、重症化予防に重点を置いて、今、基礎健診、がん検診の受診率を向上させるよに進めておりますけれども、やはり伸び悩んでいるのが現状であります。平成20年に導入されました国保加入者の特定健診の受診率は50%前後であります。平成20年が47.9%、平成21年が55.3%、平成22年が51.0%、平成23年が52.1%、平成24年が52.2%。平成29年の目標値はご存じのよに60%でありますけれども、なかなか達成が困難だろうということでもあります。

受診率向上に向けて、健診開始年齢であります40歳到達者の無料受診、あるいは調査票の未回収家庭や未受診者への電話勧奨、これらも行っているところありますけれども、ほんの微増程度にとどまっております、なかなか決め手がないというのが現状であります。

がん検診でも年度によって増減がありまして、状況は大体同じようであります。その中でこのマイレージということでもありますけれども、これは考え方としては非常にいい考え方だと思っております。これも県内で三条が「スマートウェルネス三条」の中でいち早く取り組んでおりますし、阿賀野市も取り組んでおります。十日町市が今年度に40歳から69歳までの市民を対象に取り組みを開始いたしました。

マイレージ構想というのは、こういう問題解決の一助にはなるだろうと思っております。やはり実施自治体から聞こえてくる部分、問題点は一時的な流行にとどまって、継続性の点で非常に大きな課題がある。それから利用が一部の関心のある方に限定されて、全体的な取り組みが広がっていないというこういう部分が、実施自治体では非常に苦慮している部分だそうであります。

そういうことも含めて導入を検討するということになると、健康づくり事業、事業本来の趣旨・目的を十分に認識していただくための啓発、それから一時の流行に終わらせずに継続性を持たせる工夫がどうしても必要になるわけであります。今まで実施しております自治体の内容、これらを含めて研究を行って、健康づくりという観点だけにとどまらずに、市の特性を生かした内容、さらには県との連携、これらも含めて検討をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。壇上からは以上であります。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 日本一健康長寿立市に向けて

それでは、日本一の健康長寿立市について、再度質問をさせていただきたいと思えます。市長からの答弁をいただきまして、介護ボランティア制度と健康マイレージにつきましては関連しておりますので、まとめて質問をさせていただきたいと思っております。やはり私は市長の答弁を聞いた中で、全体としてどう広げていくか、自治体として今そういう実施例を言われましたけれども、そういう観点がひしひしと、また不安感というものもあるということを感じ、察しました。

その中で今後、わかるとおり要支援の体制という部分を、これから各支援自治体に任せられる地域の支援事業に移行されるというふうに決まりました。だからまさに介護の予防というものをどう具体的に進めるのか、大事なのは具体性であります。市民に関しましても、予防というものをどう認識させるか。きのうの話もあったように、まだ市民はなかなか予防というものは、人ごとのように思っております。このことをやはりもう少し啓発していく必要があると私は考えて、このような提言をさせていただいているわけであります。

そういう意味では今回の介護の改革案というものは、各自治体の力量がこれから本当に問われてくる、具体性が問われてくる、そういうときにきているということ、私たちは察しなければいけないと思っております。その中で私は健康寿命ということにつきましてお聞きしたいのですけれども、私が調べた中で、この2010年の健康寿命ということに関しまして、男性が70.42歳であります。平均寿命は79.55歳であります。女性が73.62歳で、平均寿命は86.3歳であります。この結果、平均寿命と健康寿命、男性では9.13年違う、女性では12.68

年であります。つまり、この9年から12年の間というものは、介護などで誰かの世話にならなければいけないということでもあります。この幅をどうするかということが、これから自治体が問われなければいけないのです。介護保険料がどんどん上がっている中で、どうこれを抑制していくのか。本気に、真剣になって考えていかなければ大変な時代がきてしまう、私はそういうふうに思うのですが、市長はどうお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 日本一健康長寿立市に向けて

介護もしかり、医療もしかり、全てそのとおりでありまして、大変な問題だ。本気になって考える、当たり前のことでもありますけれども、本気になって取り組まなければならない、そういう思いであります。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 日本一健康長寿立市に向けて

ですから市長、具体的にどうしようとしているかということを示してもらいたいのです、はっきり言って。食の問題、いろいろしているかと思えますけれども、やはりこれからでも市長は検討していただけるという最初の答弁がありましたので、本当に期待したいと思っております。私はこの選挙期間中、多くの方の声を聞いた中で、介護保険料というのは、給付されている方は本当にありがたい、助かっていますという、そういう意見の方が本当にありました。介護制度ができてありがたいという、そういう意見が全員といってもいいぐらいそうでありました。

しかし、介護保険を使っていなくて元気でいられる方が言われることは、もしもっと保険料が安ければ助かるというのが、正直実態であります。この元気な高齢者をどうしていくかという観点を、私は一緒になって考えていきたい、そういうふうに思う次第であります。私は自分が歳をとったわけではないですけれども、だんだん歳を増してくると自分のためもそうだけれども人のために尽くしたいという、これが私は本能だと思います。自他ともに喜ぶという、一緒になって喜ぶ、そういうものを私は人間がみんな持っていると思います。そういうお力をお借りして、どう元気な方たちを意識づけて、一緒になって支えていくかという、そういう体制を私はつくりたいのであります。一緒になって研究したいというふうな思いであります。

レールを敷いてもらいたい。この地域の人というのは、なかなか自分みずから「おれは、おれは」という人はいません。でも、言われれば、何だかんだ言ってもみんな喜んでやっています。そういう地域性であります。そういうことをもう少し一緒になって考えていきたい、そういうふうに思っております。

市長に言い方がきつくなって大変恐縮でございますけれども、私は社会厚生委員会で介護ポイント制度というものの視察に行ってきました。今市長が先ほど述べられた部分で、担当課長から視察に行ってきた、どのような報告を受けられましたでしょうか。また、それに関して、もしお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 1 日本一健康長寿立市に向けて

根本的に中沢議員と私の考え方の1つ違うところは、保険という部分の趣旨を取り違えてもらっては困るということでもあります。国民健康保険も同じであります。医者にかからない人が、それではその保険料を軽減できるかと、これは保険というのはそういう趣旨ではないのですね。みんなで助け合うというその趣旨ですから、かからなかった人が何か制度的にいいことがないかというそれだと、全く保険というのは成り立たなくなるわけです。そこをまずご理解いただきたい。

それから、市内の皆さん方が本当に元気で過ごしていただいている、そしてそのようにまた努力していただいている。112グループで2,000人以上の皆さん方がボランティア活動をしているわけです。これは別に何の報酬も見返りも求めないできちんとやっていただいているわけです。それでもまだなかなか不足だという部分は見えております。ここにそのポイント制という部分を持ち込んでどうなるのかというのを、さっき触れましたようにこれから平成27年から始まる第6期の計画の中に織り込む必要があるか否か、これはやはり市民の皆さん方の率直な声を聞かなければなかなかわかりません。

行政が主導したってそれはだめです。行政で考えてこういうことをやりますよと、なかなか先進地と同じように、一時的にはぽっと出ても、それは全然利用が伸びていかないとか、登録が伸びないとかそういうことがあるわけですので、慎重に検討していかなければならないと、こういうことでもあります。

なお、議会の視察後の担当課長からの報告というのは、一応復命書で上がってきているのかわかりませんが、私はつぶさには見ておりませんので、特にそのことについて触れることはございません。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 日本一健康長寿立市に向けて

市長とは全く私の意図があれなかったかしれませんけれども、健康に対する考え方は全く同じであります。でも、私はみんなで支えたいということで、自分はだめなりにもそういう提言をさせていただいているわけです。市長もこれからアンケートをした中で、検討していきたいということでもありますので、本当に私はそれでいいと思います。けれども、きのうもあったように、実際に今までのアンケートでも、予防というものに関してはかなり市民の認知度は低いのであります。ですから、このまましていたってやはりそういう数字しか私は出てこないと思います。現実の介護という、実際に私たち自治体に覆いかかっているその部分を、もう少し市民の皆様にしていって、一緒に頑張ろうとそういう体制を私は一緒にやっていきたいと、議員の一人として感じているわけでもあります。

第6期介護保険事業の計画を視野に入れたときに、介護サービスの受給者のうち3割程度は要支援者であります。この取り組みというものは、極めて大事になってくるかと思えます。そういう意味でどう支え合っていくかというそういう観点を、私は再度また積極的な検討を

していただきたいと思っております。

次に健康マイレージの取り組みについてであります。これに関しましても全く今の部分、介護ポイントに関しては全体的に広がらないわけであります。ですから、そういうことも今お聞かせいただきました。であるならば、健康マイレージの取り組み、特に40歳以上の人たちの健康受診という、受診率向上をどういうふうにしていこうかという、そういう観点で結びつけていきたいと思っております。

先ほど市長からもありました、今、介護のいろいろなボランティアをされている方、私も視察へ行ってきて感じたのは、やはりお金ではないのだとおっしゃっていました。それも本当にわかります。私はお金のためにやっているのではないというのがあるから、こういうものに参加しないという、そういう意見もありました。

ですから、私はある面では角度を変えて、健康マイレージという取り組みによって、例えばスポーツ活動とかそういうものに参加し、健康づくりを条件にしておくことによって、ポイント化したことによってポイントをためて、市長がおっしゃったように幼稚園とか保育園とか小中学校に寄付するという、そういうシステムをつくっていく。そしてまた、自分に使われる方は例えば施設利用券だとか、また民間と協力した中でサービス券と交換できるとか、そういういろいろな知恵を——私はこれはすぐにできないと思います。これから地域の認識もしていかななくてはいけないと思っていますので、そういう考え方、日本一の健康立市に向けての健康マイレージに関して、もう一度市長、お聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 1 日本一健康長寿立市に向けて

最初に申し上げましたとおり、この制度が悪いという観点は全く持っておりません。ただ、心配することは、前のポイント制も同じですけれども、一時的な流行で終わってはならないということと、一部の方だけが利用しているということになってはならないわけであります。ここをどう解決していくかということ、先行自治体の実態等もよく把握をした上で、そうならないようにはどうすればいいのか、このことをきちんと詰めた上で導入すべきは導入していくという考え方でありますので、よろしく願いいたします。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 日本一健康長寿立市に向けて

ありがとうございました。全体的に取り組むという、私は市長から検討という形をいただきましたので、ぜひ、ひとつ期待したいと思っております。将来の超高齢化に向けた施策として、どうしたらいいか少しでも知恵を絞っていきたいと感じております。

2 学童保育の現状と課題について

時間があれですので、次の学童保育の現状と課題についてお伺いさせていただきたいと思っております。年々、学童保育の利用希望者が増えている中で、環境整備をどう進めていくかということと、また、雇用確保をどのように考えているのかということでお伺いするものであります。来年度、上田地区で学童保育ができますと、全市内、全小学校区に全て学童が完備さ

れます。その中で市も掌握済みかと思えますけれども、また、担当課にも私も通告しておりましたので触れさせていただきます。その中で例えば六日町小学校の学童の実態をどう把握して、対策を講じられようとしているのかということでもあります。市内の学童のスペースの問題、熱中症対策の問題、雇用問題等々、どう対策を講じられようとしているのか、まずお聞かせいただきたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 2 学童保育の現状と課題について

学童保育につきましては、今、議員からおっしゃっていただいたように、来年度上田地区に開設しますと、旧々町村 12 地区全て開設ができるわけでありまして、1つの区切りではあると思うしております。その中で、特に今施設の内容等が喫緊の課題となっておりますのは、議員がおっしゃったように六日町のクラブでありまして、六日町クラブは定員 68 人に対して、通年で平均 61 人、夏休みが平均 67 人の児童が利用していただいているわけでありまして、ほとんど満杯状態ということでもあります。そして、ちょっと学童保育に適した環境とはいえない状況が見られるわけでありまして、六日町クラブについては一番喫緊の課題だろうと、増築をするのか、そういうことも含めて早急に検討しなければならないということで今認識をしているところであります。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 学童保育の現状と課題について

六日町小学校の学童という部分は、多分、現場のほうでは本当に切実で、できたらもう少し大きくしたいと思っているかと思うのですけれども、実際なかなかスペースがなくて苦慮しているというふうにも聞いております。その中で、このままでは本当に大変な状況になってしまうというのは、私も感じました。

その中で、北辰小学校のように分設という考え方というものは実際どうでしょうか。私は本当は一緒であればいいのですけれども、かなりマンモスになってくると、今実際に支援児といわれる方も多くなってきていまして、スペースの部分ではかなり厳しくなっているような気がしてならないのであります。これから来年度はもっと多くなるのではないかといいうふうにも予測されています。そういう面に関して、分設という考え方、現実をもってどういいうふうにしていくかという考え方はいかなもののでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 学童保育の現状と課題について

これはもう増築、分設、それから全く移転、あらゆる可能性で一番いい方法を検討していかなければならないと思っております。我々がいいと言っても利用する皆さん方が不便であっては困るわけでありまして、そこがどう折り合えるかであります。検討することについては、分割というか分設も当然 1つの大きな選択肢でありますので、よろしく願いいたします。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 学童保育の現状と課題について

ぜひ検討を、本当に待ったなしの状況になっているかと私は思っております。熱中症対策しかり、総点検をした中で環境整備を進めていただきたいと思います。

次は雇用の面でちょっと触れさせていただきたいと思いますが、今政府は経済対策として賃金の上昇や、雇用の拡大につなげようと働きかけているわけでありまして。土木、建築等でも公共事業でも、賃金の上乗せというものを今考えております。その中で具体的に政府、労働者、使用者の会をつくって賃金を上げようというふうな動きも出ております。

実際にここでいう政府というのは、私たちのこの地域でいえば市でありますけれども、賃金の体系を見たときに、私は雇用確保というものは、今例えば学童というものにしても実際に大変だと感じております。これは時給をみても結構いい単価を出していると思います。ですけれども、時間が短いというのがネックであります。

そういうことを考えたとき、でも実際に例えば上田で募集、大巻でも募集しているときに、この賃金の体系では応募が集まらないのであります。そのことを、余り私は言いたくないけれども、今の賃金体系をみたときに、ワーキングプアという言葉にまさに表現される部分ではないのかと私は感じるわけでありまして。一生懸命働いても現実はなかなかお金が難しい。これについて市長はこの実態をどうお考えでしょうか。

○議長 市長。

○市長 2 学童保育の現状と課題について

賃金につきましては、議員はご承知だと思いますけれども、今、学童保育のほうに携わっていただいている皆さん方は、市の保育園における有資格者の臨時保育士と同額の1時間当たり1,020円、指導員は無資格の臨時保育助手と同額の960円。この賃金そのものが、今民間の皆さん方、ハローワークにしょっちゅう出ておりますけれども、1時間当たりといえますと大体700円、民間の皆さん方はいいところでも900円いくところはほとんどありません。ですから、そのことそのものがそう低いものだとは思っていないのです。

ただ、今議員がおっしゃったように、時間の形態であります。非常に時間的に短い。これを見ますと、所長は大体平日の11時から6時までの6時間です。指導員は1時半から6時までの4.5時間、臨時職員はまたその後の2時半から6時までの3時間、こういうことであります。ここに大きな問題点があった。時間的な単価——ですからその分単価を上げろということになるのかもわかりませんが、一般的に単価そのものがそう低いということではないと思うのですけれども、この時間でありまして。ですから賃金も少ない。

そして、家庭の事情やいろいろの要因があって、なかなか指導をしていただく方の確保が難しい状況であります。そして、本当に単価だけの問題であれば、これは例えば解決する方法というのはありますけれども、それだけで集まるかといえば——それは1万円も出せば別ですけれども、一般的にそう批判もない、まあまあこの程度は仕方ないだろうというような単価に持ち込んだとしても、時間的な制約の部分というのが非常に私は大きいものだと思います。これがどう解決できるか。これはスマイルネットの皆さん方ともしょっちゅう

話をしていかななくてはならないわけではありますが、非常に難しい状況であります。

今、市の臨時保育士に採用登録をしていただいている方や、ファミリーサポート会員の方に指導員として就業が可能かどうか、こういう意向調査もしておりますけれども、スマイルネットをサポートする形で、とにかく連携をしていかななくてはならないと思っております。

具体的に、総体的に賃金が低いとか、あるいは時間が短いとかというそういう部分はわかっているのですが、それを全部絡めた中で、ではどういう対策を打てば本当においでいただけるかという部分というのは、まだ確実に把握していない部分があります。実際雇っていただいておりますスマイルネットの皆さん方とも、十分その辺を突き詰めながら、指導員が足りないで学童保育に行けなかったとかということにならないように、努めていかなければならないと思っております。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 学童保育の現状と課題について

私も今市長が述べられたように、賃金的に時給に関してはそんなに悪くないと思っております。そうした中で、例えば学童保育の皆さんにしてみると、学校でやられている以外にかなり相談も受けているというふうに聞いております。お母さん方から実際にまた学校とは違った部分の相談を受けている。そして子育てに関して受けている、そういう部分があります。

もっと新しい仕事を、あの方たちからも「もっと私たちはこういうことができるのだ」ということをどんどん市にまた提供してもらって、それに関してまた考え方も違ってくるかと思うのです。そういうやり方の受け皿もつくっていく中で今のままでは、先ほど市長も言ったように保育士もそうであります。定員があってもスペースがあっても保育士がいなくて、実際に入れなくなってきている、そういう実情も今できてきております。

そういうことを考えたときに、賃金や雇用というものを全体的に考えて見直していかなければいけない、時給だけを上げてしまうと、ほかの民間とのバランス感覚もあるから難しさがある、どういうふうにしたらいいかということ、知恵を絞っていかななくてはいけないと私は感じるわけでありまして。

実際私たちが市の実態をみても、非正規雇用職員だとかに頼っているのが実情であります。ですけれども、頼っていることからまたもう一步新たな張り合いが持てるような体制ができないかという、私は待遇改善を強く求めるわけでありまして。そういう面で市は手本となって、今賃金体系を全体的に上げようとしております。そうした中で市はこういう部分で手本を見せていかなければいけない、私はそういうふうを感じるわけでありまして。賃金がアップすることが、すなわち税収に返ってくるわけでありましてから、私はそういう面で積極的に賃金体系を上げる検討をしていただきたいと思いますと感じているわけです。

それで私がちょっと感じたのは、余り他のことを言いたくないのですが、今のスマイルネットですけれども、これは委託を受けてやっております。この間、私たちは指定管理者の認定をしましたがけれども、例えば南魚沼市の文化・スポーツ振興公社だとか、観光協会だとかは、私たちが負担金を出しております。そういう人たちは実際にボーナスというものを大小

は別として実際もらっているのでしょうか、もらっていないのでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 学童保育の現状と課題について

今、そのボーナスは私は支給していると思っていますが、どの程度の額を支給しているかというのはちょっとわかりません。振興公社、観光協会は当然支給していると私は思っております。具体的にわかる人がいたら……。支給はしています。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 学童保育の現状と課題について

大小は別としまして多分支給されていると思います。私は今の学童保育を委託するに当たりまして、あの人たちは収入を得たくても自分たちで収入を上げてもっとしていこうということができないのであります。観光協会とか文化・スポーツ振興公社は、ある面ではこれからは収入を上げようというそういう体制があります。だけど、今委託をしているスマイルネットは、自分たちで収入を上げて賃金を上げたくたって上げられないのであります。そういうことを考えたときに、交付金の算出というやり方がどうも違っているのではないのか、そういうふうに私は感じるのですがその点はどうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 学童保育の現状と課題について

子育て支援的な部分の中での委託といいますか、これを一般的な施設の利用やそういうことと同等に捉えることはまずできない。ある範囲の中で何をやらせてもらってもいいですよということにはならないわけでありまして。本来、確かこれは市がきちんとやれば一番いいわけでありまして。ただ、非常に事務的にも煩雑になりますし、そこに無理、無駄が出るということの中でスマイルネットという部分を——あれはもう立ち上がって何年になるのだ。旧六日町時代か——それこそ利用者の皆さん方と一緒に話し合いながら、組織を立ち上げたわけでありまして。立ち上がったときの状況と、現在の状況がまた違ってきているということのことは否めない事実でしょうけれども、一般的な指定管理と一緒に同等に考えるということではまずでき得ない、そういう団体だと思っております。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 学童保育の現状と課題について

現場の部分から言えば、非職員さんもそうですし、例えば1年契約にしているこういう部分の現実話は当事者からは言えないと思います。やはりそれは私たちが察した中で、雇用の確保ということを考えてとき、私はこれからが大事な、本当に危機感を雇用という部分に関して感じている。そういう面で何らかの——世の中には「気持ち」という言葉があります。そういう部分をどう捉えていくか、張り合いを持たせるか、そういうものを私は考えていく必要があるかと思っております。

民間だって長引く不況の中で経営者というのは、従業員に対して何らかの気持ちを必死に

なって伝えております。そういうものを私は求めたいのであります。ぜひ一緒になって検討していただきたいと思っております。時間が限られました。あと3分となりました。ちょっと私が下手で、最後の部分に移らせていただきたいと思っております。

3 「雑誌スポンサー制度」の導入について

最後に「雑誌スポンサー制度」の導入についてお伺いさせていただきたいと思っております。いよいよ市の図書館も来年の6月の開館に向けて、工事も着々と進んでおります。市民の活字離れが進んでいると言われて久しいわけでありまして、その中で多くの人に来館してもらいたいと工夫を凝らしている図書館も多くありますし、我が市も必死になって今これに取り組んでおります。その中で当市も雑誌や軽い飲物など、市民の要望に応えようと計画をしております。現在の財政状況の中で、少しでも市立図書館の図書購入費が削減できるように、雑誌の購入費を企業などに補ってもらいたい、補ってもらうような制度。そのかわりに雑誌カバーなどに企業の企画を表示するような制度の導入について、私はこういうふうに提言をさせていただきますけれども、市長のお考えをお聞きするものであります。

○議長 市長。市長。

○市長 3 「雑誌スポンサー制度」の導入について

ご提案の内容は非常に魅力がある部分であります。ですので、新しい図書館ができる際にこれを導入するか否かというのは、きちんと検討しなければならないわけですが、やはり問題点も内在しているわけでありまして、今ここで議員がどうだ、すぐ導入するということにはならないわけでありまして。

と申しますのは、やはりこれはご承知のように、雑誌の購入費用をスポンサーからご負担いただいて、そして雑誌の最新号に掛けるカバーにスポンサーが広告を掲載するという制度だと思っております。そうなりますと、雑誌は我々はできれば自分たちで選びたいと思っております。では雑誌をスポンサーが選ぶのか、カバー掛けは全部スポンサーがやっていたらいいのかどうか、こういう部分ですね。広告の内容もございまして。

それから同一雑誌に複数の希望があった場合の対応——これは高いほうを選べばいいと思うのですが、それからスポンサーが少なかった場合、これらも含めて今検討を始めたところでありまして。問題点は問題点としてあるのですが、そこをどう克服できるか。克服できれば、今市で予定をしております雑誌数の中では、大体六十数万円、スポンサーがついていただければ節約になるといいますか、市の負担が軽くなるというそういう試算も出ておりますので、きちんとした検討をさせていただきたいと思っております。

○議長 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 3 「雑誌スポンサー制度」の導入について

細かいことはこれからの検討で私はいいいと思っております。私が言いたいことは、今60万円とおっしゃいましたが、これがどんどんとある面では市民のニーズが増えてくる可能性も……（「6万円でした」と叫ぶ者あり）年間ですか。年間で6万円というのは私が思ったよりかなり少ない。どのぐらいの雑誌を今考えていられるのかわかりませんが、市民のニ

ーズは今かなり多いような気が私はしてならないものですから、これは例えば週刊であれば、毎週のようになってきたときには、決してその数字では私はないと思っております。そうした中で具体的な細かいことはこれから協議し、そうやって少しでも経費の削減をし、充実した図書館をつかっていこうと、ぜひ検討していただくことを切に要望し、質問を終わりたいと思います。以上であります。

○議 長 市長。

○市 長 3 「雑誌スポンサー制度」の導入について

失礼いたしました。先ほどの数値は私が1つ点を読み違えまして、スポンサーが10社あった場合という想定であります。大体雑誌の単価が平均的には620円、これに12か月掛けて、今度は500円というのはマガジカバーの単価ですがこれが10社。それを引きますと6万9,400円の予算が10社あった場合です。ただ、市の場合は、一応新図書館では96誌の配架が可能な書架は設置しております。

ですので、県内平均では今67誌ぐらいだそうでありますけれども、90誌までは増やす必要はないかと思いますが、でもやはり50、60前後の雑誌はそろえておかなければならない。そこに全て整っていただければ、60誌といたしましても40万円、50万円という部分が浮くわけであります。これは導入ができるという見通しが立てば、きちんと導入させていただきたいと思っております。

○中沢一博君 終わります。

○議 長 質問順位8番、議席番号18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 通告に従い、一般質問を行います。私の今回の一般質問は、1番目は「特定秘密保護法案」成立にあたってということであります。2番目として個人市・県民税の特別徴収についてであります。3番目には小学校バス通学基準2.5キロメートルの緩和を、ということを用意いたしました。

1 「特定秘密保護法案」成立にあたって

最初に「特定秘密保護法案」成立にあたってであります。今回12月6日の深夜、11時20分ごろでありましょうか、自民党・公明党による強行採決が行われ、賛成多数で「特定秘密保護法案」が可決、成立いたしました。この一連の事態についての市長の認識を伺うものであります。1番として、憲法違反の法律と思いませんか。2番目として、民意に反した強行採決と思いませんか。3番目として、平和と民主主義が危うくなると思いませんか。以上であります。

○議 長 傍聴の方をお願いいたします。議場内の写真撮影は議長の許可が必要となります。

岡村雅夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 岡村議員の質問にお答え申し上げます。

1 「特定秘密保護法案」成立にあたって

特定秘密保護法案が憲法違反と思わないかと、こういうことだと思いますけれども、全く

憲法違反になるというふうに私は認識しておりません。まず憲法違反、基本的人権の問題、この法律の第21条でも、その侵害を想定しておりまして、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮、こういうことがうたっておりますので、全く私は基本的人権だとか憲法違反だと、そこまで大上段に振りかざすつもりもありませんし、全くそうは思っておりません。

民意に反した強行採決と思わないか。民意というのが常に——昨年の私の選挙でもずっと皆さん方は「民意、民意」と申し上げて、私は民意によって立つべきところ、ここがきちんと確認されるのはやはり選挙でしかないだろうということを申し上げてまいりました。特定秘密保護法案について、深夜ぎりぎりの時間帯までということ、そこまでして急ぐ必要はあるのかという気持ちは率直なところ持ちましたが、常に民意というのは揺れ動きます。国も県も市もそうでありますけれども、そのたびに揺れ動く「民意、民意」ということに翻弄されていて、本当に市民のために、あるいは県民のために、国民のために政治が行えるでしょうか。そうではありません。

民意というものは、本当にその時その時の、ある意味流れの中でこうだ、ああだという話が出るわけでありまして、そこに共鳴をする人と、いろいろな方が集まってそういう形で民意、民意というふうに取り上げられるわけです。常にデモやそういうことが全て私は民意の発露だとは思っておりませんので、これについて民意に反したということは、特にそう感じることはありません。ただ、余りにも、ああいう深夜に、しかも会期内にということ、強く印象付けるようなやり方は、民意に反したというようなそしりを受ける部分があっても仕方ないのかという気はしております。

平和と民主主義が危うくなるか。この法律がこれから細部を全部詰めて施行になるわけでありまして、平和と民主主義をきちんと守るための法律だと私は理解をしております。議員がご承知のように、本来の目的はいわゆるテロとかスパイ活動とか、あるいは防衛上、外交上の秘密をきちんと保持していかなければ国家として安全が保てないという部分から出てきているわけでありまして、まさしく反対に考えると、平和と民主主義が危うくなるという発想が出るのかもわかりませんが、私はそうではない。ただ、やはりいろいろ報道されている部分もありますし、そこを1年以内の中できちんと整理をして、そして国民にわかりやすく説明をして納得をしていただくという、その努力は当然必要だと思っております。私はこの法律そのものは平和と民主主義をもっと増強させる、国民のためという部分を含んで、特に問題視をすることではないと考えております。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 「特定秘密保護法案」成立にあたって

1番目の憲法違反の法律と思わないかという部分ではありますが、私は基本的人権を保障するとか、知る権利を保障するとかという項目があるということでありまして、それには歯止めがないと言われております。そういう点について市長はどういうふうにお考えでありますでしょうか。

共同通信社の電話世論調査では、新潟日報にも報道されましたけれども12月8日、9日の調査であります。この法案について反対が60.3%、賛成が24.9%、そして修正あるいは廃止を求める考え方が82.3%。そして、平和と民主主義が危うくなると思う人、不安を持っているという人が70.8%。この事実はやはり市長として認識は必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 「特定秘密保護法案」成立にあたって

この法律の中にも書いてありますように、特定されてくる部分は、防衛、外交、テロ、スパイの分野であります。一般的に皆さん方が、知る権利が損なわれるとか、あるいは報道の自由が損なわれるなんてことは、私はそれはちょっとがち過ぎだと思っております。ただ、ごく細部をまだ詰めないでこうやったものですから、皆さん方が非常に不安を持っているという事実はわかります。それが世論調査の結果に出ているものだろうと思っております。ですので、そのことをきちんと説明をしていけば、必ずそういう疑念、不安は払拭されるだろうと私は思っております。私がこのことを一々説いて回るつもりはございませんが、そういうふうになっていくのだろうと思っております。

やはり、デモとか世論の盛り上がりというのは、何かにつけ一時的には非常にすごいものがあります。しかし、実際本当にきちんと物事が実行されていったときに、そのことに対して「まだ」という部分というのは、割合となくなってくるのです。やはり不安はあるのでしょう。そういうことだと思っておりますので、その不安をきちんと払拭するように、政府は努めなければならないとこういうふうに思っております。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 「特定秘密保護法案」成立にあたって

市長は平和を守るため、そういったための法律だと言われますが、今回のこの世論の沸き上がりと申しますか、世論の動向というのは、安保以来と言われる方々もおります。今、各自治体でこうした首長に対しての態度、認識を伺っているところでありますけれども、先般、長野県の南牧村村長の談話では、国が情報を秘密にして国民に知らせないものだ、国民の知る権利や言論・表現の自由、基本的人権、国民主権などの原則を侵害するものだというような認識をする首長がいるということは、ひとつ頭に置いていただきたいと思えます。

ざっとお聞きしましたので、まとめて私の見解なりをお話して、この段は終わりたいと思えます。今臨時会でこの採決に当たって、政党の地図が一層鮮明になりました。公明党はブレーキ役などと言っていましたが、完全にアクセル役が鮮明になりました。また、維新の会とみんなの党、これはメディアが翼賛勢力だというふうによく書くところまで立場ははっきりしてきております。

また、民主党は最後までこの法案に反対とか廃止というものを唱えることができませんでした。（「共産党だけだと」と叫ぶ者あり）はい、そうであります。1980年代の社公合意で社会党が衰退していきました。そして2000年代の二大政党づくり、あるいは第三極論などと、

また今、江田さんが始まっておりますが、そういった自共対決という構図を避けるがための日本共産党抑え込みシフトを突破し、自民党政権に対する批判を託せる唯一の党だというふうに論評しているマスコミも出てきているところでもあります。

この廃案を求める戦いは、ますます燃え盛るといふように言われておりますが、我々は国民の各層と手を結んで憲法を高く掲げ、アメリカ軍とともに海外で戦争するというようなそういった時代を迎えないように、断固として闘っていくつもりであります。以上で1番を終わります。

2 個人市・県民税の特別徴収について

次、個人市・県民税の特別徴収という問題についてであります。これはこのまま通告文を読んでも難しくてわからない方があるかもわかりませんので、先般配られた問題の一節を読みます。「所得税の源泉徴収義務のある事業主は、個人市・県民税の特別徴収義務がある」ということが突然送り届けられたわけであります。10月8日付で「特別徴収税通知書の送付について（予告通知）」が届いた事業者から、なぜこんなことをしなければならないのだと問い合わせがありました。選挙直前であります。

私のところにはまだ届いていなかったのでありますが、そのとき私は、通年雇用している事業所が対象であって、我々のような冬期解雇をする事業所は関係ないと答えてしまいました。後に私のところに届いた書類を見て、多くの問題があると思い担当課に問い合わせたが、納得がいかないのこの場で質問をするものであります。

根拠法と条例が別冊で示されているものをいただきましたが、今現在源泉特別徴収を実施している事業所の実態を示していただきたい。

○議 長 市長。

○市 長 2 個人市・県民税の特別徴収について

お答えに入る前に1つだけ、共産党の議員であります岡村さんに申し上げておきますが、安保闘争は樺美智子さんという方を死亡に至らしめたというぐらい大変な闘争でありましたが、その後安全保障条約を結んで、今の世論や日本国民はどうなったのでしょうか。そのことのために大変大きな繁栄を享受してきたわけであります。

前例を引き出すのであれば、破防法かそういうことであれば結構ですけれど、安保条約なんていうことを前例に引き出すようでは、共産党の皆さん方も何を考えていらっしゃるのか。安保闘争と今のこれが同じだなんてことはあり得ません。そういうことありますので、理解しろと言っても無理ですし、私もあなたの言うことをすぐ理解できない。ですけれども、そういう認識を、本来これは歴史でありますから、歴史的な部分はお互いが認め合わなければならない、そういうことだと思っております。

質問にお答えいたします。根拠法令、事業所の実態でありますけれども、給与所得にかかる個人の市民税の特別徴収は、地方税法と南魚沼市税条例の第33、34条の規定によりまして、所得税の源泉徴収義務のある事業主の方は、従業員の個人市・県民税についても給与天引きして納めることが義務付けられております。平成25年12月10日現在でこれを実施している

事業所は1,559件であります。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2 個人市・県民税の特別徴収について

今、市長が前段で言ったことについて、前段に返れないこの一般質問のあれになっておりますので、これについては私は避けます。ただ、一言いわせてもらうならば、歴史に学ぶ姿勢は重要だということであります。

(2)の条例についてであります。「各々の事情により特別徴収が行われていない一部の事業所がある」と説明文がついてありました。その「各々の事情」そしてその事業所数、これをやはり明らかにしてもらわなければならないと思います。そういった事業所が勝手に存在したというような感じですが、私は徴収者としてみればちょっと違うのではないかと思います。お聞きいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 個人市・県民税の特別徴収について

これは徴収義務実施事業所へ、実施できない理由の照会は特にしておりません。理由として考えられますのは、元々特別徴収自体を知らない場合があります。それから知っていても、従業員がパートやアルバイトこういうことで対象でないと思っている、それから従業員数が少ないので対象でないと思っている、こういう場合があるかと思えます。それから所得税のように税額を計算したり、年末調整をしなければいけないと考えて、手間がかかると思って特別徴収をしない場合、こういうものもあります。

特別徴収についてのご理解をまだよく得られていないという部分がございますので、それは我々のほうも反省しなければなりません。新潟県と県内、全市町村で平成26年度から対象となる事業主の方に、平成25年10月8日付で、「個人市・県民税の特別徴収税額通知書の送付について」これは予告通知であります、これを発送いたしました。事業所数は1,569件であります。1,559件、1,569件、この差がちょっと出ています。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2 個人市・県民税の特別徴収について

この条例を、言うなれば放置をしてきたと、これは事業者の責任であるか、徴収者の責任であるかというあたりが微妙なところでありますけれども、これを行わなかった場合は罰則規定はあるのかどうか。今回、通知書をいただいたものを見ますと、私の見解では仕切紙によって申告する。申告しない人は徴収義務者となると、こう書いてありますので、それから外れた方でないと罰則規定がおのずと出ると捉えますが、その辺をひとつお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 2 個人市・県民税の特別徴収について

この制度は事業主が選択できる制度ではございませんので、まさに義務が法律上生じているということでもあります。その中で知らなかったり、あるいは故意であるかどうかを別にして、それをやらなかったからといって、罰則という規定までは設けておりません。ですので、

義務付けでありますけれども、ここに罰則は今用意はしていないということであります。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2 個人市・県民税の特別徴収について

私は罰則規定がないながらも、この通知書というのは非常に重いものがあると思っております。私は30年源泉徴収をし、三、四人の従業員を使ってきた者でありますけれども、こういった指導をいただいたことはありませんでした。担当者によると、そういう文書は入れているわけだという話でありましたけれども、私はそういった認識はありません。なぜ、ここでそういった取り組みをするのか、ひとつお聞きしたいところであります。

そして、一方的な事業主への通知ではなくて、普通徴収と特別徴収の制度があつて、特別徴収にはこれこれのメリットがあります、どちらを選択しますかと、納税者の理解を得るのが今までの状況からしてみると、まず第一にやるべきことではなかったかと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 個人市・県民税の特別徴収について

この法律が制定されたのが何年かというのは、私はちょっと存じ上げませんが、法律制定時には当然そういうことをきちんと説明しながらやっているものだと思っております。もう施行されて何十年もたっている中で改めてもう、そういうことは事業主の方はある程度ご存じだと、法律というのは大体その前提です。知らなかったでは済まない部分——これはいい方が悪いですけれども、法律というのは大体その前提ですから。でも、やはりこういうことですよという通知は入れてやっているわけでありまして、そのことによって事業者の皆さんに何か特別な不利益があるとか、そうであればまた別ですけどもそうではないわけがあります。これの制度を今どうする、こうするということは、我々の力ではどうしようもできません。地方税法上、きちんとやっているということでもありますから、不満、不備、これらについては直していかなければならない部分はあるかも知れませんが、制度としてはきちんとご理解をいただいて、今度は岡村議員もそういう方向で申告をしていただきたいと思っております。(何ごとか言う者あり)

だから、放置をしていたといいましても、それは一番最初に答えているではないですか。法律というのは、制定をされて施行されるときは、それは皆さん全部きちんと説明します。そして、それがある程度浸透していったと思えば、一々全部の皆さんにそれを説明するなんてことはありません。放置をしていたということではなくて、制度的にこういうことがありますからきちんとそうしてくださいということを、ずっと申し上げてきていた、そのことだけです。それは毎年把握もしているわけですから、放置なんてしていません。そのために今度は仕切書を入れたりしてやっているわけですから、別に放置していたなんていう感覚は私にはございません。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2 個人市・県民税の特別徴収について

それは私は知らないということにしか聞こえません。私はこういう仕切紙が入って通知をすること自体が、今までやっていなかった、放置していたということですので、放置をしていたということは認識がお互いなかったということでもあります。ですので「そもそも論」から始まらなければならないということでもあります。

また、親切なことに同じような内容で、両方合わせて 3,000 数社でしょうかに通知が 2 度出されております。多分費用として、通知書 80 円としますと 25 万円ぐらいかかっていると思います。この内容を話しますと、要するに 4 月 1 日に、あるいは 6 月 1 日に雇用している人はこの義務が生じる、こういった通知ですけれども、書類の流れで何ら事業者に不利益を与えないと今市長は言いましたが、私はそうではないと思います。仕切紙の提出で、要するに徴収義務事業者を自分で届けるというようなことでもあります。

しかし、私の場合を申し上げますと、管内にも大勢いると思うのですけれども、12 月に冬期解雇をします。そしてスキー場なりに行った人たちは、2 つの源泉徴収票をもらうわけがあります。そうした場合に、主たる事業所がそれをやらなければならないということです。給与の天引き事務ということにしてみますと、そういった事務が増える。そして納税義務者、市にかわって通知書を渡さなければならない、そして集めたお金を納入時期まで保管しなければならない、そして退職という途中の手続が出ます。

そうした場合に、本当は厳密に言うと最終月で 12 か月分、要するに残りの分を払いなさいとこういう項目もあります。そして次の源泉徴収事業所にそれを引き渡すという事務も発生します。そういったことで、何ら問題ないという問題ではないと私は思います。私はこれは重大に捉えているわけでありまして。そこまで、源泉徴収をして通年雇用されている事業所、そして事務形態がきちんとした事業所はいいのですけれども、冬季間だけあるいは期間で使っている方々にしてみると、こういった事務が非常に煩雑になるということでもあります。

そして中小業者にとってみますと、給料を払うのに精いっぱい、今現にやられている大変な消費税の問題であろうが、非常に事務あるいは申告が大変になっている中で、さらにこういったことが起きるといことになるで大変だと、なぜこういうことをしなければならないのだと。市長は、今条例はずっとできていますと、こういう言い方をしますけれども、そういった認識がない事業所が大勢、端的に言わせてもらえば 1,569 社あると踏んでいるわけがあります。そういう点を私は言うのでありますのでやはりもう少し、今まで条例どおりやっても、こういう人はきちんと該当になりませんと、そういう人は普通徴収でいいですという親切なお話があつてしかるべきではないかというふうな立場で、今話をしているわけでありまして。時間の関係もありますので……。

私は重大に捉えておりました。私は総務文教委員会の委員でありますけれども、これをこういった状況だった、今度こういうことをしたいと思うが、というぐらいのことが、担当委員会にきちんと示されて、そして市民の代表ともし思うならば、議員の中でもそういった対象者がいるとするならば、まずそういうところから話をして準備を進めるべきではなかったかと思えます。

そして、2つ以上の給与所得者の方にとってみると、なぜ片方の事業者がその税額までも知って、徴収をしなければならないのかというあたりも、私は個人の問題としてみれば守秘義務にも当たると考えております。税務課自体の仕事量も各段に増えるものと、もし、さっき私が言ったような事務手続がそう問題はないと、かわってやってあげますというぐらいのものであるとするならば、私はもっとそういったところの説明が必要ではなかったかと思いますが、いかがでありましょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 個人市・県民税の特別徴収について

個々、そういうふうに具体的に例を挙げてということになると、私のほうですぐにお答えができませんが、できる、できないということは別にして、我々は法律を守るという立場から、行政事務を執行していくわけでありまして、そのことが間違いだということになりますとこれは大きな間違いです。しかし、法律上そうなっている部分を、しかも冒頭申し上げましたように、今すぐできたものではないわけです。相当周知されているだろうと思ったけれども、なかなか周知ができていないという部分もあったということで、県と共同で改めてまたこういう通知を差し上げているということでもあります。

中の事務が煩雑になるとか、どうだこうだという部分については、それは個々の問題でありまして、全体的にそうでなくてきちんとやっている方もいらっしゃるわけですから、それをどうこう言うつもりは私はございません。我々の立場とするとそういうことだと、法律を曲げてまで岡村さんに配慮するなんてことはできませんから、法律、条例はですね。そういうことをきちんとやってきたのに、今またこういう問題が出たと、そうですかと。ではまた改めてご通知申し上げてやらなければならない、こういうところで一応是正的なことがあればそれはやっていかなければなりません。それも含めてこういうことをやっているわけですので、批判ばかりではなくてご理解いただくところは、やはりご理解いただかなくてはならないと思っております。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2 個人市・県民税の特別徴収について

これです。この仕切紙がない場合は、全従業員が特別徴収の対象となります、ということでは自分で源泉をしている方は自動的にこの事務をやらなければならないと、こういうことになるのです。こういうことを担当課でやってありますので、そういうものをやはり明らかにしていくために私はこの一般質問をしているのです。

こういった、今までしなくてもよかった人がこの通知書1つでやらなければならないとなった、これが私はいかがなものか。いや、法律があったから当たり前だというものとは、では今までの責任はどうですかと、こういうことになる。これは要するに取りづらくなった、皆さんが大変になってなかなか滞納者が多くなって困る、どうしたら取れるか。条例に頼ろうと、こういうことであってやはり取る論理から始まっている部分が非常に強いと私は感じましたので、この質問をしているわけでありまして。

私はそうではなくて、税金というものは基本的な生活をしていることに関して、きちんと納められる税であるというのが基本であります。そうした中で、これは大変なことが書いてあるのです。義務者になりますと、今までは個々に滞納整理、あるいは差押え等をしていたわけでありませけれども、事業所がそのかわりになるのです。差押え、整理等、要するに義務が生じますよということが説明書にはきちんと書いてあるということです。ですから、知らないでこれを出さないでいれば、いつの間にかそうになっていたと、こういうことになるわけです。非常に私は大きな問題だと思いますが、所見を伺っておきます。

○議 長 市長。

○市 長 2 個人市・県民税の特別徴収について

個々具体的なことについてまだご質問があれば、それは担当の部課長に説明させますが、本筋といいますか、そのことについては何回も言うとおりに、法律で定められている部分を我々が実行しているということでもありますから、特にやり方がどうだ、こうだという部分はあるかもわかりません。それから、取りづらくなったから今度は取りやすくするのだろうとか、それは私はわかりません。

しかし、税金というのは納めてもらうということが前提であります。我々は「取る」なんて言うつもりはありません。やはり納めていただくということですから、そういう思いでやっているとそのことだけ私は申し上げて、なお、またご不満があつて個々の問題であれば、ここで担当部課長が答えるか、あるいは委員会で。とても一般質問になじむ状況、内容ではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2 個人市・県民税の特別徴収について

一般質問になじむとか、なじまないではなくて、市の姿勢を問うているわけでありますので、私はそういった観点での質問でございました。

3 小学校バス通学基準 2.5 kmの緩和を

次に第3点であります。ひとつ、小学校バス通学基準 2.5 キロメートルの緩和ということでもあります。これは私は丸3年前にも同じような趣旨でやっておりますけれども、今回、あるいはここ1年以内の間に非常に強く訴えられておりますので、お話をしてお願いをしたいものであります。保護者から児童の通学を非常に心配している訴えがあります。少子化対策、教育の機会均等の観点からも、通学負担改善が必要と考えるが、所見をまず伺いたいと思います。以上です。

○議 長 市長。

○市 長 3 小学校バス通学基準 2.5 kmの緩和を

総体的なことでもありますので、まず私のほうからお答えいたしますが、通学負担が過重にならないように考えなければというのは、これは当然のことでもあります。そういう方向をきちんと見だしながら、今までの距離とかそういう部分についても考慮しながらやってきたということでもあります。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 3 小学校バス通学基準 2.5 kmの緩和を

今、通学バスの運行条件は 2.5 キロメートル以上ということをお伺っておりますが、これを聞きますと国の基準は小学校で 4 キロメートル以上だと、中学校 6 キロメートル以上だと。それを 2.5 キロメートルに市はしている、こういうことで返答があります。小学校 1 年生がランドセルを背負って、そして 2.5 キロメートルを私は一緒に歩いてみました。正確なところは 2.4 キロメートルですね。市のいうところからでいきますと、歩く正味の時間で 45 分あります。そして、6 年生の足元をみて歩きなさいというお母さんの声を聞きながら、必死に遅れながらいくわけでありましたが、非常に一生懸命歩いての歩行であります。この前後、待ち時間とか、あるいは学校に着いて脱ぐ時間とか考えますと、1 日に費やしている時間が往復 2 時間ですね。

その子どもさんの父兄からの話であると、学校の先生からは午後からは集中力が切れて、非常に勉強する状態ではないというような指摘も受けているようであります。私は遠隔地の小集落の願いは、幾ら願ってもかなわない。署名もしたって少ない数だろうと、こういったことを涙ながらに訴えられた経過がございます。私は、1 日 24 時間、そして大人であれば仕事 8 時間、睡眠が 8 時間、自分の時間が 8 時間、あるいはいろいろな生活的な部分で 8 時間ということをお理想といわれておりますけれども、その中で 2 時間を費やすということが、私は子どもの成長にとって、あるいは教育環境にとってベターであるかどうかというところをお聞きして、この改善をお願いするものであります。いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 3 小学校バス通学基準 2.5 kmの緩和を

教育的観点からということになりますので、教育長に答弁させます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 3 小学校バス通学基準 2.5 kmの緩和を

それでは通学バス運行の条件の 2.5 キロメートルの根拠、その考え方についてということで答弁させていただきますが、やはり我々はほかのところの基準だとか、国の基準というのに準じながら検討してまいるとのことだけのご理解いただきたいと思っております。再度確認しますが、国の措置基準は小学校 4 キロメートル、中学校 6 キロメートルとなっております。それで県内 20 市を比較しますと、4 キロメートル、そのまま国の基準としているのが 10 市、3 キロメートルに落としているのが 4 市、そして当市と同じく 2.5 キロメートルなのが 3 市、そして 2 キロメートルまで落としているのが 1 市、基準がないのが 2 市ということでございます。他市と比べて緩いからいいのではないかという考えを別に主張するわけではありませんが、20 市の中では考慮のある対応をしているというふうには思っております。

それと、遠隔地で小規模集落の願いについては、我々もかなり一生懸命聞いているつもりで、現実になっていないという今厳しいお言葉ですが、その辺についてもかなえてあげたいとは思っているということだけは、ご理解いただきたいと思っております。

それと小さい子にとっての時間という観点からすると、きついということは理解できますが、ほかの市ではもっと歩いている部分があるということもあると思います。それと、私は日々子どもたちの通学の状況を見ていますと、やはり大きな子どもが小さな子どもを助けながら通学している姿については、疲れるという観点からするとそういういろいろな面はありますが、子どもたちはやはり目を輝かせながら一生懸命歩いています。やはり体験学習の1つだと私は思っています。

教育は授業だけが教育ではなく、通学帰路も含めて、全体で子どもたちがどのような会得をしていくかというのが大事なことだと思っております、きのうの答弁でも話しましたが、子どもたちが自己有用感、自己肯定感、自分たちでもきちんと歩いて学校へ行けるのだという部分を、親や大人が全て心配して取り外してやると、そのことによって自立や自信をかえって剥いでしてしまうのではないかと思っています。

今まで南魚沼市のやっている2.5キロメートルについては我慢できる範囲というか、高学年の方が手助けをしながらということで大丈夫ではないかと、今までは判断しておりました。ただ、冬期間の歩道がないとか、防犯灯がないとか、我々も安全性を確保されてもらいながら、冬期間については2キロメートルまで落として、2キロメートル以上あるところについては2.5キロメートルまでなくても通学バスを出して対応しております。ということで1点目については答弁させていただきました。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 3 小学校バス通学基準2.5kmの緩和を

事前に通告をしてありますが、私はその一地域という前に、市内の保護者からこういった要望がどの程度出ているのか。あるいは教育委員会としてこれは考えていかなければならないところだと、あるいは冬期間だけでも考慮をしていかなければならないところだと考えている地域というのは、どの程度あるのかひとつお知らせください。

○議 長 教育長。

○教育長 3 小学校バス通学基準2.5kmの緩和を

市内で保護者から要望の出ている箇所は、今までも多数ありましたし、その部分では対応している部分もあります。現在出ている要望の集落は6集落です。そのうち3集落については、具体的に通学バスを出せる方向で検討しております。既に2.5キロメートル以下で2キロメートルを超える部分について同じような要望がありましたので、その部分に2.5キロメートル以下でも出している集落は、現在35集落あります。教育委員会が地域から要望が出なくても、考慮すべきだと思っているのは1集落あります。教育委員会としては、地域全体で子どもを守ることが大切であると考えておりますので、冬期間については、言われるように考慮しながら、現地を踏みながら対応していきたいと考えております。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 3 小学校バス通学基準2.5kmの緩和を

大変多くの箇所が検討に値するという返答でありました。私はそれらについて、予算がか

かるのでなかなかということではないかと推測するのですが、予算を検討したことがあるかということをお聞きします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 3 小学校バス通学基準 2.5 kmの緩和を

先ほどの質問の部分に戻りますが、かなり多くの集落からという話がありますけれども、既に多くの集落について対応しているというふうにとっていただきたい。35 集落、2.5 キロメートル以下でも既にバスを冬期間は出しているのご理解願いたいと思います。

それでは質問の部分です。お金がないからということについては、やはり我々は子どもたちを守る観点から、そういう考えはございません。その基準に今言った冬期間の部分を考えていますから、お金がという部分ではなく、通学バス審査会でもろもろの条件を検討して、必要だと決まった部分については、先ほどの 30 集落のようにバスを予算化して出しております。

ただ、全域通学バス対応の基準を撤廃するということについては、我々はそれについての予算の検討はしておりません。ということは、先ほど私が述べたように、子どもたちにとって通学も体験学習、自分たちが自信を得る 1 つの教育であると考えておりますから、今のところ、基準撤廃をして全域にバスを出すという考え方はございませんから、その部分に対しての比較の予算検討はしておりません。以上です。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 3 小学校バス通学基準 2.5 kmの緩和を

私は、きちんとした検討をして、そして予算をまず確保することが第一だと思いますし、それに何ら問題がないのであるならば、私はひとつ前向きな検討をぜひ進めていただきたいと思います。

非常に今、人口減少対策が唱えられている今日でありますけれども、私も細々と不動産の関係も扱っている業者でありますので、地の利と申しますか、そういったものが子どもを育てる環境、あるいは日常的に暮らしていく環境、そういった中で「あそこはなあ」ということでは私は困ると思います。

保育園ではバス通があり、中学はまたバス通、そういった中で小学生だけが 1 時間ほどかけての通学ということは、その地域を 1 つ考えただけでもハンデというふうに、私はもうとってもいい時代ではないかと思えます。今ほど言いましたように、体験学習だとか、もっと以前はそういった子どもたちは体力があるとか、長距離が強いとか、あるいは体力能力が優れているとかというような言い方をしたわけではありますが、そういうことを前面に出してこの問題を解決しようとするならば、私は無理ではないかと思えます。

せめて大前題としてみれば、冬期間はやはり、私は一緒に歩いてみてわかりますけれども、水はね、雪はね、そして歩道除雪に関しては圧雪があります。非常に歩きづらいです。そういったところを必死になって、汗をかきながら歩くというのは、通学の範囲ではないと思えました。そういった視点で今後も保護者の方々が、あるいはボランティアの方々が朝晩、本

気になって送り迎えをしております。この改善はやはり図っていくべきではないか。

ある集落では「来年からやめるぞ」と、ボランティアに言われているそうですが、共稼ぎの若いお母さんから「私が勤めをやめてやるわけにはいかないし、本当に困っていますよ」という話を聞かされました。ぜひともこの件案の考えられる35地区も、そうした2.5キロメートルを割ってでも対応しているという部分に関しては、前向きに、あるいは即、私は取り組むべき問題ではないかと考えております。

そして、事故等に巻き込まれることのないような、そういった対応というものをしていかなければならないと思います。ぜひとも前向きなお話をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 3 小学校バス通学基準2.5kmの緩和を

まず1点目の体力がつくからということを前面にというお話がありましたが、決して今まで前面に出してバスを出せないと言ったことはありません。ただ、岡村さんも私も含め、学校教育の通学をやってきた中で、やはりそれはマイナスだけではなかったのではないかと、体力もつくことがあったのではないかと、ということをお話をさせていただいているわけであり、今、子どもたちがか弱になっているのは、そういうふうにも子どもたちが言う前から、大人が一つ一つ大変だと思う部分を先駆けて取ることによって、子どもたちの生きる力を剥ぎ取っているという部分につながることもあって、トータル的に対応しているわけです。

それで、冬期間のバスについては、我々はさっきの35集落のことも含めて、前向きに一生懸命というか、対応している結果だと思っております。それで、基準はやはりあります、2.5キロメートル。そして冬期間については、安全性が確保できなかった場合は2キロメートルについて基準を持って検討しております。それでもなおかつ要望が出た部分については、現地を踏んでバスの通路を考えながら、既に35集落について対応しておりますから、我々としては冬期間については、積極的に対応しているつもりでもありますし、今後もそういう姿勢でいきたいと思っております。

それと、我々の考え方は、要望の出ない部分、例えば保護者でうちの子どもは雪道でも、集落はチームワークを組んででも歩かせることに価値があるというふうにも思っている集落もあるし、保護者もあると思うのです。そういうところまで先駆けてバスを出すという考えはございません。要望の出たところについて、保護者と集落と一緒に考えていきたいと思っております。

それと最後ですが、ボランティアの方については感謝しております。そして、私は子どもたちの教育のために、教育基本計画というものを立てましたが、子どもを中心に家庭と地域と学校と行政が一緒にみるということだと思っております。だから、学校だけではなく、家庭だけでもなく、殊に地域が自分の子どもがいなくても、孫がいなくてもやはりボランティアでみるという地域をつくっていききたいと思っております。以上で説明を終わります。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 3 小学校バス通学基準 2.5 kmの緩和を

最後に一言ですが、今、市民バスも検討されているところでありますので、こういった通学に関しても捉えたお願いをしたいと思えます。以上です。

○議 長 要望でいいですか。（「はい」と叫ぶ者あり）

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は 11 時 35 分といたします。

[午前 11 時 19 分]

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

[午前 11 時 35 分]

○議 長 質問順位 9 番、議席番号 11 番・鈴木 一君。

○鈴木 一君 4 年間、私は悲劇のヒーローだとずっと思っていました。今回一般質問のくじ運、これほどすばらしいくじを引いていただきました議長に感謝を申し上げます。前を見れば先輩議員の岡村さん、後ろを見れば、私と誕生日が同じだそうであります田村議員、雄弁で学識のある方々の間に挟まれまして緊張しています。

通告に従いまして質問いたします。

南魚沼市において、子どもたちには文武両道が成り立つのか

岡村議員は大先輩でありますけれども、2.5 キロメートルを 4 キロメートルにのびなさいという考えで質問をいたします。南魚沼市において、子どもたちには文武両道が成り立つのか、について伺います。かつて、子どもといえば外で野球、サッカー、もっと前は野山を駆け回っていたはずですが、今、この村には子どもがいないのかと思うほど、外で見かけることはなくなりました。

科学技術の進歩は、人間生活に大きな変化をもたらしました。テレビが出たころ、大宅壮一は「一億総白痴化」と言いました。考えることはやめ、本を読むことも少なくなったことは、人間に少なからず害をもたらします。かつて、花札やトランプをつくっていた小さな企業は、今では日本有数の企業となりました。また、球団を持つような企業も出ました。しかし、このことが子どもたちにとって果たして幸せなことであったのか。売れば何でもいいのかと考えるのは私だけでしょうか。ゲームもやりましたし、テレビを見ない日もありません。子どもたちがスポーツ、勉強をしなくなった大きな一因と考えます。

皆さんは小中学校時代、机に向かわない日はなかっただろうと想像いたします。勉強が進まなくても机には向かったはずであります。部活もやり、宿題をこなしていたはずですが、そういう日々を考えると、いかに充実していたことでしょうか。幾ら先輩にいじめられようが、学校を休むこともなかったでしょう。今の子どもたちは、精神的に弱いのではないか。

樺野沢にもかつて小学校がありました。全校 70 人ほどの複式学級の学校でしたが、算数、国語以外は 2 学年一緒に勉強しました。社会、理科などは、下手をすると 3 年生のときに 4 年生の勉強、4 年生になって 3 年生の勉強でした。スポーツはソフトボール、卓球、バスケット、スキー全てやりました。先生も複式学級で大変だったと思えますが、地域に溶け込み、

一生懸命でした。それでも何とか高校、大学と進んだ人もいます。また、お笑いになった人もいますし、学者になった人もいます。また、伝統的に徹底的にいじめられもしました。6年生になれば天下をとったように同じことをやりました。

大人になると他地区の人たちもうらやむほどの伝統的に和合のいい地区であります。これは一地区に小学校があったゆえんかもしれません。これが伝統であります。私はスポーツ雑誌が好きですが、特に駅伝が好きでベースボールマガジン社の「陸上競技」という雑誌を毎月読んでいます。私は生涯走ることはだめでした。この体型を見ていただければわかると思いますけれども、若いころはもっとすらっとしていたはずです。特に大学駅伝、高校駅伝などは三度の飯より好きで、正月は旅館の仕事も一切せず、女房に恨まれています。

雑誌の中で駅伝選手——駅伝には限りませんが、出身校を必ず私は見ます。新潟出身の選手がいないか隅々まで見るがあります。非常の少ないです。津南町、十日町市、村上市、長岡市出身者は多少見受けられます。南魚沼市出身者は1人でした。なぜだろう、さみしい限りであります。

駅伝ではありませんけれども、400mで、多分400mだと思いますけれども、新潟高校の女子選手が全国優勝しました。これが文武両道なのかと感動した次第であります。こういう人は本当にまれであります。この地域でも、高校まで野球漬けでありながら、一発で名門大学理工学部合格した人もいます。これもまれです。しかし、こういうことが一人歩きして、全ての人がこうだと言えるはずありません。

しかし、何かが足りません。大原運動公園も整備できます。ハード面はできました。ソフト面はどうだろう。各地区に体育館、グラウンドもあるのに、なぜなのだろう。子どもたちの資質は全国平等であります。その資質を伸ばす指導者がいないのではないか。親の考えも違うのではないか。塾や指導者に任せ、あるいは参考書を買って与え、安心している親がいます。酒を飲みながらカラオケに行き、子どもは試験だというのに家に帰らない。親にも頑張ってもらわなければ、幾ら旗を振っても今の状況は変わらないと思っています。

今の子どもたちは親がガミガミと言っても反発するばかりです。兄弟だと思って接することで状況は変わってくるのかもしれませんが。万引きをした子どもを初めて殴った友人がいました。そういう厳しさも必要だろう。教師を非難するつもりもありませんが、資質に問題はないのだろうか。世襲的な、封建的採用は問題がないのだろうか。全く成績の上がない子どもが、指導力ある先生との出会いで猛烈に勉強し出したという話も聞きます。

高校時代「君たちは能力はあれど、学力なし」とはっきり言われましたけれども、そのとおりでありまして、能力はあるけれども、勉強はしない。それをどう引き出してやるのかというのは、行政、学校、地域、親に負うところ大です。

南魚沼市教育長は、私の知る範囲では教員OBでないことに、市長の考えに大いに同調いたします。南雲教育長は、江戸時代であれば大和藩、蕨神藩でしょうか、江戸家老であります。さしずめ井口一郎は徳川家斉、松平定信の寛政の改革ならぬ、平成の改革に妙案はないだろうか。

「ぶんぶ、ぶんぶ（文武、文武）と蚊ほどうるさきものはなし、夜も眠れず」民主主義を謳歌している今、強制できる時代でもありません。富山県では保育所の子どもたちが「将来は富山高校、高岡高校、砺波高校に行きたい」そう言っているそうであります。新潟県も学区がなくなり全国区です。そういう伝統はできないものでしょうか。雑駁ではありますが、以上について伺います。壇上からの質問を終わります。

○議 長 鈴木 一君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 南魚沼市において、子どもたちには文武両道が成り立つのか

鈴木議員の質問に、私がみずから答えたいと思っておりますが、教育的な見地が非常に多くありますので、残念ではありませんけれども、藪神藩の家老、南雲教育長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 南魚沼市において、子どもたちには文武両道が成り立つのか

鈴木議員の質問、南魚沼市において、子どもたちには文武両道が成り立つのか、についてお答えします。まず、「文武両道とは」について少しお話をさせていただきます。文武両道とは、「力・武器を持つ者の心得」「上に立つ者の心得」としても知られ、本来は武器を持つ者や人の上に立つ者はそれにふさわしい学問を修め、武術を学ぶ、そのことが必要であるという考え方からくる言葉であります。

戦闘の訓練が「武術」であり、その武術の修行を通じて人間完成を目指すのが「武道」であるという考え方に照らし合わせると「道をわきまえ、武術に秀で、学問に通じて正しい判断ができる『きりっ』とした武士」のイメージだと思っております。とても私としては惹かれるものがあります。

それでは次に文武両道と現在の南魚沼市の教育について説明させていただきます。文武両道とは、現在の教育に当てはめると、学問を修め——知の部分です。運動能力を高め、強靱な体力をつくる——体。人格を磨く——徳、ということの意味になります。南魚沼市の教育は文武両道の精神を当然十分含んでおります。「知、徳、体」の3本柱で進める教育の上に、南魚沼市としては直江兼続の「義と愛」、そして人間として求められる笑顔、「笑顔あふれる」の2つを加え、吟味されて計画されたものが南魚沼市教育基本計画「笑顔あふれる教育プラン」であります。先ほど鈴木議員も言われましたように、学校と家庭と地域と行政が力を合わせて目標達成に向かい、目指す子ども像に迫るのが市の使命であると考えております。

それでは、南魚沼市において、子どもたちに文武両道が成り立つのかという核心の部分を説明させていただきます。先に述べましたように、南魚沼市教育基本計画では、文武両道を目指しています。当然、文武両道は成り立つと確信を持って南魚沼市の教育を進めております。

それでは文武両道が成り立つことについて、具体的な事例をもってご説明させていただきます。それは私が教育委員会にきてから時折目にした塩沢中学校の実践をもって少し説明させていただきます。平成22年当時、私が教育委員会に来たとき、塩沢中学校はとても荒れて

いました。トイレの破損、投石によるガラスの破損、落書き、消火栓のいたずら、そして授業が始まっても廊下をうろうろする生徒。

平成 22 年度に塩沢中学校は結構職員の異動が多い学校です。11 名もの職員の異動がありました。今までの先生も同じ取り組みをしておったのですが、11 名を中心に、これをきっかけにこのような状況を打破し、学校を変えようと張り切る職員の姿が見られました。まず全校朝会を変えたいと、教員の強制ではなく、生徒の手できちんと整列させたいとの教員の思い、そしてここで変わってよくなり、いい学校にしたいとの生徒の思いが相まって、学校はどんどんとよい方向に変わりました。

廊下をうろうろする生徒はいない、授業に参加している、授業を妨害する生徒がいなくというような状況に、短期間で変わっていきました。生徒会がみずから生活改善に取り組んだのです。「校歌を本気で歌い隊」という名前をつけ、結成しました。挨拶運動をみずからしました。身だしなみを整え始めました。時間を守り始めました。言葉づかいをしっかりしようとしました。いじめ根絶のきずな集会を生徒みずからがもちました。

生徒みずからの行動を後押しした教員の対応によって、生徒たちに自己肯定感「あ、自分たちはこれでいいのだ」そしてさらにそれが自己有用感に育ちました。生徒みずから育っていった、この自己有用感が育った、これが大きなことだと思っております。

その結果、部活動の躍進がありました。吹奏楽部は西関東大会に出場しました。郡大会では個人 15 種目の優勝、団体 4 種目の優勝。中越大会では個人 4 種目、団体 2 種目で優勝しました。さらに学力の向上も顕著に見られました。平成 23 年度からは全国標準学力検査 N R T で、全ての学年で 5 教科の偏差値が平均 50 を超えました。塩沢中学校の学力は全ての学年で全国平均を超え、大きく力を伸ばしました。

先に鈴木議員の言われた松平定信の寛政の改革ならぬ、井口一郎の平成の教育改革。子どもを中心に置いて、家庭、学校、地域、行政が役割分担をして、子どもを育てることを目標とした、平成 23 年に計画を立てた「教育基本計画」を実施することだと思っております。

塩沢中学校の実践に学び、奇をてらうことなく、大きな声で挨拶をし、大きな声で返事をし、大きな声で校歌を歌う。ごく当たり前のことを、ごく当たり前に実践することが重要であると考えております。

それでは、今度はスポーツについてですが、ロンドン五輪で柔道女子に唯一金メダルをもたらしたウルフだとか、オオカミなどと呼ばれることのあった松本 薫さんという方がいますが、この指導者たち、父は常に娘を褒めました。大学の監督は笑顔を絶やさず指導しました。所属企業の監督は自主性を重んじて指導に当たったそうです。松本さんの柔道の強さの背景には、「柔道は楽しい」と思わせた指導者の力があったのだと思います。いまだに体罰が問題になっている柔道界をはじめとするスポーツ界、そして教育界。松本さんの力を育んだごく当たり前の指導者の常識、南魚沼市の教育を進めることで、当たり前のことを指導者がやることで、文武両道は成り立つと確信しております。

冬期間はこれだけいっぱいあるスキー場、そして大原運動公園という環境の整った中で、

第二の小野塚彩那さん、それとすばらしいスポーツ選手がこのような指導をすることによって生まれてくると確信しております。以上で私の答弁は終わります。

○議 長 11 番・鈴木一君。

○鈴木 一君 南魚沼市において、子どもたちには文武両道が成り立つのか

教育長のほうから答弁をいただきましたけれども、前段の話で、直江兼続の「愛の前立て」これには非常に疑問を持っておりまして、蛇足ですが、愛を語ったものではないだろうと私は思っております。これは上杉兼信が毘沙門天を拝んだのと同じように、戦国時代でありませぬ、いつ死ぬかわからないそういう人たちが頼ったのは仏だったと思いますけれども、これは愛染明王か愛宕観音、そういうふういきちんと私は教えていただきたい。「天地人」も終わりましたので歴史をきちんと教えていただきたい。

確かに塩沢中学校の例は聞きました。ただ私がみるに、それこそ岡村さんの答弁のところ、親が全てのバリアを取って、バリアフリーにして子どもを育ててしまう、私はそういうことを非常に懸念しています。要は私は親の教育、あべこべに、我々の年代が親を教育しなければならない。親がまともでないとは言いませんけれども、そういう人たちを教育していかないと、言ったように子どもが試験で一生懸命やっているのに、親はどこに行っているのかわからないという家庭もあるかもしれません。そういう教育をきちんとしていただきたい。

かつて六日町高校の校長先生が言っていましたけれども、中学で必要最低限の勉強をしてきていない、高校にきて再度また勉強しなければいけない。これではなかなか半年でも1年でも遅れてしまう。そういうことは今はないのでしょか。

スポーツに対してもそうであります。スポーツ嫌いな子にどうしても文武両道でやりなさいと強制するものでもありませんけれども、スポーツができる子どもが今はやっていない。家にばかり閉じこもる。私は通学路がきちんと整備されていけば5キロメートルでも6キロメートルでも歩きなさいという考え方であります。そういう指導者が足りているのかどうか、その辺について伺います。

○議 長 教育長。

○教育 長 南魚沼市において、子どもたちには文武両道が成り立つのか

1点目の親の教育というか、親が子どもに対する接し方が重要だということについては、私も同感でございます。それで、子どもを中心に4つの組織というふうに言いましたが、今まさに家族と子どもを真ん中に置きながら、地域と行政と学校がこの部分を変えていかなければだめだと思っております。

それで、保護者対応のいろいろな講演会を計画するのですが、やはり困り感のある、問題のある家庭の保護者は出てきていただけません。来年が市政10周年ですから、今のところ決まったわけではないですが、7月に大畑誠也さんという九州で校長先生をし、家庭から変えていった人の講演会を計画しておりますし、3月には社会福祉協議会のほうで中村文昭さんという方の講演会があります。こういう講演会を今まで以上に、そのような——そのようなという表現は悪いのですけれども、なかなか出てこられない家庭に一生懸命宣伝をして、有意

義な講演会にしたいと思っております。

それと指導者については、やはり足りない部分がありますから、指導者の掘り起こしをしていきたいと思っております。ここが鈴木さんと私の考えが若干違うのかわかりませんが、さっきの松本さんを育てた指導者のように、学校の教員も地域の人も、スポーツに秀でた人は、体罰があつて当たり前というような勘違い——私としては勘違いしていると思うのですが、体罰をやりながら、やはりそのときは激高していますから言葉の暴力もあるのです。だから体罰はあつてはならぬということで、先ほど松本さんを指導したような指導ができる指導者を、数も考え方も増やしていかなければだめだということは実感しております。

それと、高校からもっと学力のある子どもを送り込めということですが、小学校では全国並みの学力なのですが、悲しいかな中学へいくと落ちている傾向があります。それで年に1回、中学校の校長先生と高校の校長先生と我々教育長が集まって会議をします。高校からそういう話がありますが、高校のほうに言っているのは、我々は連携する意味で、もっと高校から中学校に教員がおりて数学だとか英語の授業、うちの中学校の先生方も高校へ入り込むことが必要ではないかというふうに提案しておりますし、そのような動きが徐々にではありますが、始まっているということをご報告させていただきます。以上です。

○議 長 11 番・鈴木一君。

○鈴木 一君 南魚沼市において、子どもたちには文武両道が成り立つのか

スポーツもむちや竹で鍛えろという話ではなく、駅伝の名門校、高校駅伝8回全国制覇した西脇工業の渡辺監督という人がいますけれども、この人は全盛期には竹でもあり、むちでもあり、鍛えたそうです。それからしばらくして随分優勝できない時期がきました。今の子どもたちはもうそれではだめなのだろうということで、考え方を換え、やさしい指導にしたそうです。今は大学の指導者になっていますけれども、そういうすばらしい指導者もいます。

そういう人たちが、私も旧塩沢中学校でしたけれども、陸上部にすばらしい先生がいました。その人に鍛えられた人間が、そこに2人同級生がいますけれども、徹底的に鍛えられました。体育の時間は2時間ありましたけれども、1時間目は1周 250メートルのグラウンドを「はい、20周」で、全員が20周を黙って走った記憶もあります。確かに指導者、いい指導者に会えば、勉強のほうでもそうですけれども、そういうことを私は望んでいます。

きりざい井もきていますので、これで私はやめますけれども、ぜひとも、南雲教育長に期待しています。教育長に逆らうつもりはありません。その今の方針でぜひともやっていただければと思っています。終わります。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は午後1時15分といたします。

[午前12時03分]

○副 議 長（牧野 晶君） 議長を交代いたしました。

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○副 議 長 関 常幸君から午後早退の届け出が出ておりますので、報告いたします。

田村眞一君から議場での資料配付願がありましたので、これを許可し、お手元に配付いたしましたので報告いたします。

[午後 1 時 15 分]

○副 議 長 質問順位 10 番、議席番号 3 番・田村眞一君。

○田村眞一君 市長をはじめ執行部の皆さん、議員の皆さん、先輩議員の皆さん、本当にご苦労さまです。初質問で大変緊張しますが、精いっぱい私の気持ちが届くような市長とのやりとりも含めて、務めを果たしたいということをまず皆さんにお伝えし、傍聴の皆さんも本当にご苦労さまです。よろしく願いいたします。

国保税の引き下げを

通告に従いまして、日本共産党を代表して井口市長に質問を行います。私は国保税の引き下げ一本で質問させていただきます。皆さんのお手元のところに資料がございます。後でこれが出ますが、ご覧になってください。

(1) 過酷な国保税の実態を直視。日本共産党が 8 月に行った市民アンケートでは、500 通以上の多くの市民の皆さんから返事が送られてまいりました。南魚沼市政で力を入れてほしいことは何でしょうかという質問に対して一番多かった回答は、税金、国保、介護の負担こうした軽減でありました。国保税が県下一高いとは知らなかった、教えてもらってよかったなど日本共産党のアンケートに負担軽減、税金を安くしてほしい、こうした声が多数寄せられてまいりました。

議員の皆さんに資料をお配りしましたが、グラフをご覧ください。これは国保世帯の過去 8 年間、平成 18 年度から平成 25 年度までの一世帯当たりの平均所得と一世帯当たりの国保税の課税額の推移を、折れ線グラフとして示しました。黒い棒線が一世帯当たりの平均所得を表しており、平成 18 年度は約 164 万円から、ことし平成 25 年度は約 144 万円に変化をし、約 20 万円この 8 年間で一世帯当たりの平均所得は激減をいたしました。一方折れ線グラフの点線の部分であります。国保税の課税額を表しておりますが、国保税の課税額は平成 18 年度が約 16 万 9,000 円から平成 25 年度は約 18 万 5,000 円、一世帯当たり約 1 万 6,000 円増えました。

市長に質問です。この資料、グラフを見ての率直な感想をまず伺いたいと思います。今後、景気回復の見通しは非常に厳しい状況が続くと思います。このグラフのように所得は年々減り続ける。一方で国保税の課税は増えるという矛盾がもし広がるならば、国保加入世帯の税の重さは、加入世帯は、この税の重さに破綻してしまうのではないかと。南魚沼市としてはそれだけは避けなければならないと、私は強く警鐘を鳴らしたいと思います。市長に国保税を下げる決断を求める次第であります。市長の考えを伺います。

(2) であります。国保は社会保障として発展した。改めて国保の歴史を振り返ることが大切だと思います。かつて戦前、国保は助け合いだと強調された時代がありました。1938 年国民健康保険法では「相互扶助の精神にのっとり」という、国保は助け合いという文言がうたわれておりました。その後 1945 年、第二次世界大戦が終わって 1947 年に新しい憲法が施行されました。「全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という 25 条の生存権、

この条項に伴って国保の改正はされたと思います。1958年、国保新法第1条ではこう言っています。「この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とする」となりました。こうした戦前から戦後にかけての歴史的経過から見ても国保事業運営に際しては、新しい法律、戦後の新法の立場に沿った対応が重要と考えますが、市長の考えを伺います。

(3)「市民の健康が第一」に温かい援助を。国保の滞納者の資格証明書と短期証の8年間の推移を、これは資料は配られていませんけれども口頭で紹介したいと思います。平成18年、8年前、資格証明書と短期証の交付合計は、615世帯でした。昨年度の平成24年度は資格証明書と短期証の交付合計世帯は、634世帯と増加の傾向でございます。今後の対策として保険料を払えない国保加入世帯、この世帯の生活、労働実態の把握、健康状態の把握に努め、南魚沼市政としてその改善を図ることが必要ではないでしょうか。

ところが、収納率のみに焦点が当てられ、専ら資格証発行、短期証など滞納者へのペナルティ措置が対応の中心になってしまっていないでしょうか。市民の健康が第一の立場で資格証の発行は止めること。無条件での保険証の発行をすること。そのためにも窓口業務、個々の丁寧な訪問が充実できるように思い切って人員を増やす。国保加入者への温かい援助が必要と考えますが、市長の考えを伺います。

(4)です。地域から行政・医療機関、市民が一体となった国保制度発展の運動を。高過ぎる国保税になぜなっているのでしょうか。南魚沼市が悪いのでしょうか。そうではありません。その主な原因は国庫支出を減らしてきた国であります。国の責任は重いと思います。これまでも行ってきたように、国に対して政策の改善を粘り強く求めていくために、行政と医療機関、市民が一緒になって社会保障のまさに最後のとりで、国保を守り、充実させていく運動を起こしていこうではないでしょうか。その上で市長の考えを伺いたいと思います。

(5) 予防医療の推進を。教訓と今後の課題は。現在病気にならないための予防医療活動が南魚沼市内で多彩に行われております。合併後この8年間でさまざまな取り組みが行われていました。この間の教訓は、そして今後の打開すべき課題は何でしょうか。お答えください。

以上、壇上からの質問を終わりといたします。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○副 議 長 田村眞一君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 国保税の引き下げを

田村議員の質問にお答え申し上げます。国保税の問題であります。ご質問にお答え申し上げます前に、県下一高いというお話でありましたが、これは確かに平均値としては高いのです。しかし、税率が他の市町村より高いとかということは全くございませんで、これは結果としては平均所得が高いということに起因せざるを得ないところであります。ですので、高いことは高いのですけれども、私どもの市が他の市と、他の自治体と違って税率を高く設定をして取っているということではなくて、そういうことでありますので、それはひとつご理解をいただきたい。高いですよ、高いのですけれども、市が独自の税率とか高い税率を設定しているわけでは

ない、ここをご理解いただきたいと思います。とっております。

この作成されたグラフでありますけれども、やはり率直に思いますことは、国民健康保険税も含めて今非常に社会保障部分の負担が重くなっているというこのことは実態だと思っておりますし、直視をしなければならない問題だと思っております。今ちょっとお話がありましたか、平成20年のリーマンショック、これに端を発しました世界同時不況によりまして日本経済も大きな打撃を受けた。その後が非常に大きく市民所得も下降していったわけであります。平成22年度以降にこの影響が出てまいりました。これは国保世帯だけでなく全体であります。市民全体に同じような事態が生じているということでもあります。

しかし、その反面、この社会保障、国保も介護も同じでありますけれども、高齢化社会の到来、そして少子化こういうことの中で上昇し続けていると、まさに今アンバランスなのであります。特にこの平成20年度から導入されました後期高齢者医療保険制度への負担金、これが非常に国保を圧迫しております。これもご承知かと思っておりますけれども、これは国保ばかりではなくて、やはり全ての医療保険に大きな影響をもたらしているということでもあります。

これを今後どう改善できるかということでもありますけれども、やはり一番望むところ、求めるところは、所得が向上するというまずここにあります。それから社会保険料をうまく抑えられれば、それが相まって進行すれば非常にいいということでもありますけれども、この所得の向上につきましては、今、政府の経済政策の効果が民間所得によろやく、きょうの新聞などにも出ておりましたけれども、普及し始めたところだと思っております。まだまだ個人にこのことがきちんと行き渡ることになりますと、この春のベースアップとかそういうことも含めて、もうちょっと時間がかかると思っておりますけれども、一応今の情勢の中では経済はおおむね上昇傾向だろうと、経済は上昇傾向だろうと感じております。

もう片方の国保税をはじめとする社会保険料の上昇、これはなかなか歯止めがかかりません。さっき触れました少子高齢化の波の中で、非常に医療や介護、こういうことが厳しい負担になっている、増加の一途をたどっているということでもあります。アンケートにあらわれたご意見というのはまさにそのとおりだと思っております。

これら社会保険料が家計に及ぼす影響額が増大している事態というこれは認識しておりますけれども、しかし、単純にでは国保税だけを引き下げると、こういうことにはなかなか結びつかないわけであります。特にこの現象は広く社会全体に及んできたわけでありまして、国保税だけそのしわ寄せが来ているということではないと考えております。もとより国保の組合員といいますか、この構成員の中は所得の低い方が多く加入しているわけでありまして、それだけに負担感が大きくなる状況は十分理解しております。しかし、ある程度の負担は公平性の観点からやむを得ない、このこともやはり一面としては言われるわけであります。

今後、負担増がますます進行するということでもあります、深刻な事態を招きかねないということも十分理解しておりますので、2年、3年前から法定外繰入このことも検討を進めているところであります。しかし、これは国保税を下げるという意味でなくて、何とか現状を維持しなければならない。そういう思いの中で、大体全体の3割と言われております国保の加入者

の皆さん方への一般の市民からのご支援分ということでもあります。このくらいであればある程度国保以外の方々からもご理解をいただけるのではないかと、こういう審議会の中での結論もございましたので、その方向を今は堅持をしております。ただ、結果として上がらなかったから使わないお金を値下げに使えるというこれは全く本末転倒な話でありまして、そういうことはでき得ないことでもあります。

国保制度はやはり設立された当時と今現在の社会情勢が大きく違っておりまして、大きな構造的な問題を抱えております。これまでも度々申し上げてきましたけれども、個々の市町村単位で解決できる問題ではありません。多額の法定外繰入を行えばそれは国保税は上げなくて、あるいは下げることができるかもしれませんが、これはやはりあくまでも年度限りとか、緊急避難的でありまして、恒久的にこの法定外繰入をどんどんやりながら国保税を下げている、こういうことはやはりできないことだと私は思っております。やはり、この会計そのものは、特別会計はみんな同じでありますけれども、その会計内の特別の方に利益をもたらすものであって、ですから市民全体にその利益が及ぶという部分ではありませんので、本来の申し上げ方をしますと、やはりその中で完結すべきと、これが大原則だと思っております。

医療費個々の中には、医療費にかかるもののほか、先ほど触れました後期高齢者医療保険制度への支援分、それから40歳から64歳までの介護保険料も含まれております。それぞれ平成21年度と比較いたしますと、後期高齢者分が7.5%、介護分が28.8%上昇している状況であります。これからも特にこの介護部分、後期高齢も同じでしょうけれども上昇することが考えられますので、国保の税率全体を据え置くということは、法定外繰入をもってちょっと困難な状況になるのではないかと予測は立てております。26年度がその試金石だろうと思っております。

議員がおっしゃったように、これは制度的に市町村がどうだこうだという以前の問題でありまして、やはりこの構造的な問題をきちんと解決できる方法を、国としてやはり考えていただかなければならない。このことは、北信越から含めまして全国市長会のほうからも国に対しては強く要望しているところであります。

この国保が社会保障として発展したということで、これは当然そういうことだろうと思っております。健全な運営を確保ということがまた意味を重く受け止めておかなければならないと思っております。さっきも申し上げました、1958年、昭和33年当時とは社会情勢が全く異なっております。非常に前提がもう全く違っているということをご理解はいただいていると思っておりますけれども、このことをまた議員からもご理解をいただきたいと思っております。簡単に言いますと今、加入者からいただきます国保税が約17億円であります。それに対しまして、保険給付、保険事業をはじめとして約60億円の支出を行っているという状況です。この中に国からの支援金だとかいろいろあるわけでありまして、大体全体としてはそういう状況で、全くいびつな、いびつな会計であることは間違いありません。

市民の健康が第一というこれはもう申し上げるまでもありません。この中で短期証とこういうことでありますけれども、これを我々も発行したくて発行しているわけではないわけであり

ます。再度お願いをしながら、全く理由もなく応じていただけない方に対しまして、この制度を適用させていただいている。これは税金で運営している会計でもありますし、一般会計だって同じでありますけれども、何度もご説明を申し上げ、そしてご理解をいただけない。しかも、状態として保険料を納入できる状態であるにもかかわらず納入いただけない、こういう方にはやはりどうしても公平性の観点から、それを放置しておきますと——もう全部それを発給しないと。議員のおっしゃったようなことでやるとしますと、これはもうとりとめのつかない話になってしまいますので、やはり譲れない一線であります。

しかし、これも何度も申し上げておりますけれども、市はむいても剥いでも取ってくるとか、生活できないようになって、税として納めてもらわなければだめだということを言っているわけではありません。納税相談にもきちんと応じますし、ちゃんと皆さん方の生活がしていけるような形を確保しながら税金もやはり納めていただく、こういう方法をとっております。ただ、議員おっしゃるように、該当世帯一人一人に全部職員をはりつけて全部回れと、これは不可能であります。国保税ばかりではありません。いろいろの税金、あるいは水道料から始まりまして、学校給食あるいは保育料、こういう未納もまだまだたくさんあるわけであります。国保税の滞納者にだけ職員が回っていくというわけにはいきませんので、丁寧に連絡を取りながら、電話相談しながら——夜間に全部電話をしたり、いろいろ皆さん方の状況を勘案しながら対応しているところであります。1か月、2か月例えば滞納があったからすぐにもう短期証の発行だとか、そういう画一的なことは一切やっております。全て個々の実情に応じて対応させていただいておりますので、このこともひとつ十分ご理解いただきたいと思っております。

国保制度発展の運動を地域から行政からということで、これはまさにそのとおりでありまして、先ほど触れましたように我々行政機関も国に対して、あるいは県に対してきちんとこの制度が存続可能なように、そして過重負担にならないような制度にしてもらいたいということはずっと申し上げております。そして市民の皆さん方にも、医療機関へのお願いもありますけれども、ジェネリック医薬品の切りかえによります薬剤費の削減や、特定健診、特定保健指導、保健事業への積極的参加によります生活習慣病予防こういうことも市民の皆さんにもお願いしているところであります。

今、国保制度改革でありますけれども、議員ご承知のようによろやく抜本的な改革に着手をされるところであります。その成果が全て加入者にやはりもたらされることを期待しているところでありますが、ご承知のように国保の運用を市町村からでなくて、まずは県に移管をしていくという方向は大体出ております。それから低所得者層の皆さん方に対しまして、所得の高い方にはちょっと負担が増えますけれども、所得の低い方には負担を減らしていこうと、こういう制度改革が先般も厚労省等の中から打ち出されるところでありまして、これらについては非常に歓迎を申し上げたいと思っております。

大体状況としてはそんなところで、議員のおっしゃることは十分気持ちとしては理解ができますけれども、それだから単に国保税だけを引き下げるとか、そういうことにはまだなり得ない状況だということもご理解をいただきたいと思っております。何よりもやはり公平性の確保

という部分は、どこの自治体だろうと必要なことでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

予防医療の推進を、その教訓と今後の課題であります。教訓はやはり相当行政が旗を振っても、なかなかどうも予防医療ということに関して実感を持たない方が、やはり実感を持っていただけないということです。ですので、基礎健診の部分とかの受診率も非常に悪い。悪いといえますか50%前後ということになりますし、それらがどう改善されていくかということでもあります。打開すべき課題というのは、地域保健、予防活動の分野では「ソーシャルキャピタル」という言葉が使われているようであります。目立たない活動をしている人であってもつながって助け合っている地域、そういう人たち——ソーシャルキャピタルということだそうではありますが、行政による取り組みだけでは非常に困難性がございしますので、本当に市民の皆さん方から一緒になって考えていただくということを、もっともっと強く推進していかなければならないと思っております。

ご承知のように市は、健康推進員、食生活改善推進員、筋力づくりサポーターの会こういう健康づくりを推進する組織活動を、行政と市民のかけ橋として展開しているところであります。非常にご好評をいただいているところでありますので、これらを含めてもっともっと市民の皆さんにご理解いただけるような方策を考えてまいらなければならないと思っております。

そこで1つデータとして申し上げますけれども、優良施設基準、施設の基準に関するということでありまして、このデータ提供があまみやとよあきさんという方であります。日本体育施設協会スポーツ施設研究所専門員、施設設計監理部門顧問という方でありまして、社会体育施設の現状と課題こういうことを専門に勉強していただいている先生であります。この中でいわゆるスポーツ施設における医療費削減効果というものがございまして。週1回スポーツをする人が人口当たり2%——これは大体私たちの市は今スポーツパラダイスというところに登録している方が2,700人ほどおりますけれども、2%は優に超えておりますけれども——これが基準でありまして、国民1人当たりの医療費が約26万円、これをスポーツをすることによって大体10%削減できるということだそうです。

そうしますと南魚沼市の平成24年度のスポーツパラダイスの登録者数が2,789人。これをずっと計算していきますと、年間スポーツパラダイスに加入していただいているというその数値だけで7,250万円ほどの医療費削減効果があるということでもあります。まさにこのスポーツを、無理なことはしないで結構でありますから、もっともっとこういうことも一緒になって進めていければ、相当、予防医療という部分についての効果になるものだろうと思っておりますが。こういう取り組みもまた市民の皆さん方に周知をしながら進めていければと思っておるところであります。以上であります。

○副 議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 国保税の引き下げを

最初の(1)の過酷な国保税の実態であります。グラフをどう受け止めるかという問いかけに対して市長からは、負担は重いという認識がありました。重いと感じていると、これは大事

だと思うのです。誰が見てもこれは異常だというふうに市長も思っていらっしゃるといのは、やはりそこから出発するという意味でも非常に重い発言だったと思います。問題はこれから、では、この現実をどう打開するかという点で、市長のほうから国保というのは特定の皆さんのところに一つの枠という考え方の中で、それ以外と、中と外という形が発言の中にあつたのです。けれども、私はやはりそうになってしまうと、きのうからの一般質問で、やはりそれぞれのところで要望があってもいろいろな理由でかなえられない。そうではなくて、個々のいろいろな要望がやはりかなえられて、市全体が活性化していく、明日への希望や未来が開けるといふ方向へ持っていかないと、そこだけ見ていくと5年、10年後の南魚沼市は切り開かれないのではないかなという気がします。

もう1つ言いますと、国保というのは生活保護の一步手前、公的医療保険制度の中の一番土台の部分なのです。幾つか紹介しますと——そういう意味で狭く捉えないというか、やはり最後のよりどころ、医療保険なのだ。今は国保でない人も明日会社が倒産するとか、例えばそういう非常事態のときに最後は国保で救われるというそういう関係になっているというあたりを、捉えてもらえればそういう疑問を持っていらっしゃる方に対する答えになるのではないかな。

ちょっと整理したのですけれども、南魚沼市はともかくこの間、値上げを抑えてきた。これは非常に意義があることです。値上げを抑えてきた。結局市長はその枠の中に——枠というか議会の皆さんもそうですけれども、やはり社会保障ということで、税金を入れてきたということが重要なのですよね。ですから、あくまでも自治体が国に成りかわって、一般会計から繰入補填しなければならなかったということは非常に意義深いと思います。

2つ目は先ほどとどぶりますけれども、国保は公的医療機関を下支えする役割を担っている。今、国保に加入している皆さんというのは、自営業者、そして無職の方、派遣、パートなど非正規雇用の方々がほとんどを占めているわけです。ですから、所得の水準が最も低いというか、つまり国保加入者の多くは国保料の負担能力が高くない方々なのです。ですから、そういう意味でこうした皆さんの命と健康を守る最後のセーフティネットとしての国民皆保険制度の下支えの役割を果たしているんだという捉え方を、まずきちんと理解する。対立しない、外と内という形にしないというのが2つ目です。

ですから、3番目に国保加入者は負担能力が高くないために、南魚沼市はこの間値上げを抑えてきた。そして値下げを抑えなければならなくなってきたという、この3つをやはり整理して改めて市政がやってきたことに自信を持ってもらう。ただ、さっきのグラフのように所得がどんどん——市長はこれから景気がよくなるという期待を述べておりますが、私はいやそう期待はできないぞと。私は消費税を政府は決めたわけですから上げるべきではない。共産党は明確な立場ですけれども、景気に対して私どもは厳しく見ております。甘くないという捉え方の中で、やはりここに市政として、国がやらないからそのままにしておけということではなくて、そういうときにこそ自治体が「よし、おらが支える」という覚悟で、今は約9,000世帯の皆さんですけれども、その皆さんの生活のために、負担感を軽減するために、繰り入れをす

るというやはり決断が必要かなと思っておりますが、市長の見解を求めます。

○副 議 長 市長。

○市 長 国保税の引き下げを

お答えいたしますが、今この医療保険制度の中で国保は最後のとりでというこれは当然でありまして、そういう機能を持ったということだろうと思っております。しかし、いつも申し上げますけれども、本来そうであれば国民健康保険税という税は設けずに、本当のセーフティネット部分を築くべきです。ところがそうではなくて、ご承知のように創設時には十分これでやってこられたのです。自営業者等が非常に繁盛していたといいますか、よかったわけでありませぬ。この制度ができた時点のすぐに、国保税が高くて納められないなどという話というのはほとんどなかった。

しかし、時代の変遷とともにそういう自営業者の数は減る、あるいは景気が落ちる、そして解雇がある。あれやこれやいろいろ大変な受難の時代でありましたけれども、そういうことの中からやはり最後のとりでとしての国保のところそういう皆さん方が全部集積をしてきたということでありまして、この実態は実態としてわかるのです。わかりますが、この制度というものを本来やはりきちんと理解をしませんと、なかなか国保だけはそうではないよ、国保だけは別ですよ、介護はこちらです、それはやはりできません。保険制度でありますからお互いが支え合う。

そのお互いが支え合うということの中で、先ほども触れましたように一応有識者の国保加入代表者の皆さんも含めた国民健康保険運営協議会というのがございますけれども、その中で5%程度の値上げまでは何とか容認できるだろう。しかし、それ以上になると非常に厳しい。そういう場合については法定外繰入もやむを得ないと、こういう結論をいただきまして——ただ5%値上げは行っておりませんよ。行っておりませんが、その値上げになっては、やはり非常に厳しい状況だということの中で、一応用意はここ2年、3年、1億円強の用意はさせていただいたわけでありませぬ。けれども、結果としてそこに結びつかなかったものですから、それは執行していないということでありませぬ。

それから気持ちは本当にわかるのです。わかりますが、制度というものがある以上、そこに加入している皆さんだけを特別扱いということがなかなかでき得ない、これはご理解いただけたらと思っております。

消費税そのものは、これは景気をまた冷え込ませるという話もあります。しかし、財政的な部分、国の国家財政の部分もあります。何に回すかと言いますと、これはご承知のようにもう社会保障にということをしちゃんと明記をして消費税増税するわけですので、増税部分が国民の皆さん方の一般的な社会保障のほうにどれだけ軽減として当てられていくのか。今現在これをやらなかった場合は、このくらいの負担になります、やってこうした場合こうなりますということが出ているわけですから、これはやはり国民負担の軽減をある意味図るべきものだろう。これは別に保険制度に加入している方が消費税だけ払うということではありませぬので、全ての皆さん方が買物をすれば消費税がかかってくるということですから、まさにある意味公平的

な観点がありますが、別の観点もあります。別の観点もありますけれども、そういうことです。

そこで、下支え制度でもありますし、創設当時と状況が違っているわけですから、何とか制度の改革をお願いしたいということで、全自治体こぞってこの要望は上げているわけでありま
す。さっき触れましたように、ようやく少しずつ動き始めたというのが実態であります。

認識的に大きく違っているところはないのですけれども——私のしゃべっている時間は関係
ありませんからどうぞ——認識的に大きな違いがあるということではありませんが、その手法
にやはり日本共産党と私どもの考え方が非常に大きく違っているという部分はございますので、
この点もご理解いただきたいと思っております。

○副 議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 国保税の引き下げを

市長の答弁も聞いた中で、気持ちはわかると、何とかしなければならぬという点は繰り返
して市長からもいただいたわけであります。繰り返すようではございますけれども、この間、法定繰入を
やってきて値上げだけは抑えてきた。私はそこを先ほどのグラフのように、そういうところか
ら一步踏み出す、打ち破るといふひとつ決断をできないか、やはりやるべきだというのが、今
市政のトップに求められているのではないかなと思っております。

2年前の新潟・福島豪雨災害の問題を例に挙げれば、受益者負担をゼロにすると、井口市長
は本当に決断力の強い、やはりそういう意味での判断のある方だと思っていたわけでありま
す。やはりここで難局を乗り越えるというときの場面に、やはりそういう決断をトップとして
思い切ってやるように、重ねて求めたいということですが、いかがでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 国保税の引き下げを

今、総合計画の実実施計画策定中、先般総合計画審議会からも妥当であるという答申をいた
きました。そういう中でこの国保への法定外繰出は、一応準備としては計上してあります。た
だ、所得の関係が大きく変わって、そして税率をとにかく上げなければ国保が運営できないと
いう状況が見えるとすれば、それはやはり避けなければならないという思いです。今の状況の
中で、医療費がどんどん増えるということが一番心配なのです。このところ二、三年は割合と
平穏でありまして、医療給付費がそう大きく変動しておりません。これは何よりだと思ってお
りますけれども、この部分が非常に心配でありまして、私が先ほど申し上げましたとおり、と
にかく当面は上げない、このことを目標にして今取り組んでいるところであります。

○副 議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 国保税の引き下げを

ただいまの市長の答弁を含めて、やはりこれが市政、先行きを見た一つの第一歩だと私は思
うわけであります。選挙中にも阿部企業部長にはあれですけれども、水道料の問題もやはりひ
とつ高い水道料もあるわけで、各分野にさまざまな問題があるわけだ。私は今回は国保税一
本で質問をさせていただきましたけれども、多岐にわたるわけであります。それぞれの市民の
皆さんの願いを届けてこそ、南魚沼市が合併してよかったという市政になっていくわけだ。

やはりそういう意味でも、繰り返すようですけれども、引き下げに向けた英断をひとつ再検討、前向きに検討していただきたいということで、次の部分に移りたいと思っております。

(2)の国保は社会保障として発展したということの部分ですけれども、これは市長からも当然そういうことだという答弁がいただきました。

次に(3)のほうに移らせていただきます。(3)であります。市民の健康が第一に温かい援助をとという部分に移らせていただきます。これは確認ですけれども、事務方になるかどうかあれですが、国保法、ちょっと紹介しますと国保法の施行令第1条、その中で先ほど、特別な事情がない限りは通常の保険証に換えて資格証明書を交付するとされています。この資格証明書の発行について、実は日本共産党の小池 晃議員が、政府に対して質問趣意書、政府答弁を行っています。2007年です。その後2008年、2010年に国保法の改正が行われております。

資格証発行について次のように取り扱うようにされているということで、いっぱいあるのですけれども、その中で私が3項目だけちょっと紹介したいのですが、1つ目、資格証明書は機械的な運用をせず、発行対象者に対して保険料の滞納が資格証明書の発行につながることを十分に伝え、理解を得た上で行うべき、これが1つ。2つ目は資格証明書の発行は文章だけでなく、電話、督促、個別訪問等の方法により接触を図り、実態把握により特別の事情の有無の把握を適切に行なった上で行うこと。これが2つ目です。3つ目、その際に保険料——南魚沼市でいうと保険税になりますが、保険税の減免制度、生活保護、多重債務問題などの相談窓口を本人に周知すること。また、そうした相談窓口体制及び環境の整備に努めるということが、この2010年の国保改正の中での資格証明書、特別な事情という部分で、もっといっぱいあるのですけれども、特に皆さんにお伝えしたいことで3つ紹介したわけです。こうした見地で現場のほうで対応されているのかどうか、簡単にご答弁いただければということで質問いたします。

○副 議 長 市長。

○市 長 国保税の引き下げを

私が今まで国保の問題で常にこの資格証、短期証ということを先輩の議員もおっしゃってまいりまして、その都度お話し申し上げて、事務方にも確認をしながらお話し申し上げているわけでありまして、機械的な運用は全くしておりません。間違いなく機械的な運用ということはやっております。それから文章だけでは、これはありません。ただ、幾ら電話をしても出なかったり、例えば訪問してもいなかったりという方がいらっしゃいます。これは非常に扱いが困難であります。

それから、減免制度等これは納税相談等に訪れていただければ必ず、もう本当に納められなくて生活保護でも受給しなければ生活ができないなどという方が本当にいらっしゃるとすれば、当然そのことは制度として紹介申し上げているわけでありまして。また、個々具体的なことがありましたら、担当の課長のほう、あるいは部長のほうの説明しますが、そのほか言うことあるか……。ないそうであるので、大体そのとおりにやっているということであります。

○副 議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 国保税の引き下げを

さっき3つ言いましたけれども、これに沿った体制がされているということで理解してよろしいでしょうか。特に相談窓口体制及び環境の整備、この辺はいかがですか、お答えください。

○副 議 長 市長。

○市 長 国保税の引き下げを

繁忙時に待たせたりとかそういうことはあるにしても、おいでになった方なりそういう人が相談に応じられなかったとかそういうことはあり得ません。ただ、おいでいただく方の中には、少し話をしますと激高しまして、とても話にならないと、おれは議員のところへ行って訴えてくると、こういう方はよくいらっしゃいます。そういうお声が届いているか否かは別ですが、前にもあったのです。実はこういうことを言っている人がいます。具体的にではその方の名前も我々に教えてください、ちゃんと対応しますから。そうしたら具体的な名前が出ないのです。最終的には話として聞いていたということをおっしゃっていました。見ると聞くでは大違いでありまして、私たちが、それは冒頭触れましたようにその人を、ずっと待っているわけではありませんから。ですので、相談者は必ず多くあるわけで、その中で時間をかけたり、それはありますけれども、不誠実な対応をして追い返しているとか、相談に乗らないとかということはありません。

しかし、別の方も、クレーマー的な方もいらっしゃいますので、そういう方たちについてはまさに時間の無駄という部分もあります。それでも相当丁寧に対応しておりますよ。議員おわかりの方もいらっしゃいますでしょうけれども、非常に丁寧に対応しているわけですが、中には自分の言うことがとおらなければ、それが不満であって対応が悪いということになりかねないことがいっぱいありますので、その辺はもし議員のほうにもご相談がありましたら、市のほうの話も、対応者の話も、確実に両方の話を聞いてください。そして、その上で市のほうに、例えば落ち度があったり、不適切なところがあれば、それはすぐに是正をさせますので、そういうことでひとつご対応をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○副 議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 国保税の引き下げを

窓口業務、個々訪問が充実できるように人員を思い切って増やすという質問ですが、これはいかがでしょうか。人員を増やすという点の必要性は感じていらっしゃるかどうか答弁願います。

○副 議 長 市長。

○市 長 国保税の引き下げを

合併後、人員の定数管理計画を作成させていただいて、これは別に私たちが独自の部分ということとはそうなくて、やはり人口等によつての先行市町村の例等を見ながら、私たちの市に特殊な部分があればそれは加味をしながら定数管理をずっと行ってまいりまして、今相当合併時より削減してきております。確かに職員の内容もきつくはなっております。仕事の内容が多岐にわたりまして、非常に今まで考えていたこととは違う部分というのはありますけれども、とりあえずは27年度までの定数管理をきちんと実行させていただいた中で、真に不足があるとす

れば、それは別に定数を増やすことなどやぶさかではないのです。

平成 23 年の豪雨時——これはご存じでしょうけれども、これだけの豪雨の災害の中を何とか県の力を借りたり、他の市町村から応援をいただいたり、しかし、もとはこの市の職員の、そして地域の皆さん方の支えの頑張り、もとがそこでありますから、本当に職員は相当よくやっている。他の市町村に比べてもですね、そう思っております。

人員が個々に、この部署は、この部署はということの一つ一つやっていきますと、足りないところがあったり、余っているところはないのですけれども、ある程度余裕的な部分があると、それはあるのです。それはしかし、毎年毎年の異動、これらの中で担当部課長の話も聞きながら、増やすべきところは増やしていかなければなりません。どうしても臨時的に対応しなければならぬときは、これはやはり臨時職員ということもございますので、そういう対応をしております、今、国保問題にだけに職員対応の分を増やすと、こういうことは特には考えておりません。

○副 議 長 3 番・田村眞一君。

○田村眞一君 国保税の引き下げを

もう少しちょっと今の発言の中で、現場の状況において多忙期も含めてですが、いろいろなサイクルがありますけれども、たまたま私は国保という形できょうはしゃべっているわけですが、ほかにも大変だと思っているのです。ただ、たまたま国保だけを焦点にしているものですから、そういう現場で 600 人の方が資格証、短期証という——600 人を相手にするわけですから、はっきり言ってこれを本当にゼロに近づけるといのは、並大抵ではありませんけれども、一般的に考えれば人を増やさないとこれは難しい。相手もかなり深刻な事例がいっぱいあるわけですから、一般的に言ってやはりこれは人員を増やす方向にやはりやるべきだと私は感じているのですが、いかがでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 国保税の引き下げを

先ほど申し上げましたとおり、平成 27 年までの定数管理ということをきちんと実行させていただいているところであります。その中で特殊な事情があつて、理由があつて、どうしても職員増を図らなければ対応できない。こういうことがあれば、それは定数部分の見直しをさせていただくということには、やぶさかではないということをお願いしたところであります。

ですから、今、議員もおっしゃいましたけれども、資格証の方だけで 600 何十人いると、ここは大変だ。では、一般税だって滞納の方などというのは、余り数は言わないほうがいいですけれども、とてもとても問題外というほど多くいらっしゃるわけです。例えばほかにも水道料、あるいは保育料の、学校給食の、なかなか全てそういう部分もありますし、ほかにもやはり想定し得なかった部分で事務量、対応量が増えているということも当然あります。介護関係などは特にそうですけれども、そういうことをまた総合的に一度見直さなければならぬと思っております。

ですので、今のところすぐにこの部分が大変だからここを増やすと、もし本当にそうであれ

ば全体の中で他の課からちょっと我慢してもらってそこを増やすということは、そのとき、そのときの対応でできますけれども、全体枠を増やすということは、そういう計画に基づいてまた採用もしております。ですので、もうしばらくはそのことはいたしません、でき得れば適切に需要がものすごくあるところに、普通のとおりの考え方で配置しているということではないという考え方でやっております。本当に現場からそういう声が上がってくれば、これはまた総務部の中で検討を重ねながらこちらに上がってくるということになりますので、急に増やすということは、今のところしないということだけご理解いただきたいと思います。

○副 議 長 3 番・田村眞一君。

○田村眞一君 国保税の引き下げを

国保でいうと 600 人からの方がまだ資格証、短期証でありますので、やはりこういうところにまさに SOS という部分があるわけでありあります。社会保障のとりでとしての国保を守る、そして健康が第一でありますので、対応上本当に温かい援助をしてもらうためにもやはり人手を、それにふさわしく体制を当てていただくということを、これはまた本当に要望であります、お願いしたいと思っています。

最後になりますけれども、昨日から私も一般質問をずっと聞いていまして、人口減これは本当に深刻な問題です。11 月には統合の問題でも私もお話ししました。確かに学校を統合させるのですけれども、学校がなくなると地域が疲弊していくという関係にもなるわけです。やはりその辺も含めた中で、そこだけを見ていくのではなくて、全体トータル的に捉えていくというか、5 年、10 年先に市民の立場で、それぞれの提起をしていく必要があるのではないかなと思います。

平成 22 年度版の厚生労働白書によりますと、社会保障が不安定となれば将来の生活の不安感から、社会全体の活力が低下する恐れを政府の厚生労働白書は警鐘を鳴らしております。今まさに社会に不安感が広がっているのではないのでしょうか。この不安を取り除き社会に活力が出るようにするために、社会保障の整備と充実をしなければならぬと私は思います。南魚沼市でも人口減、少子高齢化が進んでおります。一人一人の市民があしたへの安心と希望を求めています。その打開の鍵は、私は生活が第一、暮らし応援だと思っています。そういう温かい暮らしを応援することだと思っています。そのために私はきょうは国保の引き下げをテーマにやりましたが、それは第一歩だということでありあります。ぜひ市長から前向きに検討をいただいて、国保税の引き下げこれを最後に申し上げまして、私の質問を終わりといたします。終わります。

○副 議 長 質問順位 11 番、議席番号 26 番・若井達男君。

○若井達男君 通告に従いまして一般質問を行います。一般質問の一括質問、また一問一答方式が変わったことに私は気づかないで、さあさあしまった、一括質問にすればよかったと思っております。議員の本懐はこの壇上にて、一般質問であれば最後の通告してある条文全文くらいは、やはりここでやりたいものだと思っておったのですが、自分のミスということで大変さあさあという感じでございます。

魚沼農業の明日を問う

そんなことで壇上から（１）ということさせていただくわけですが、全体の質問としますと、魚沼農業の明日を問うということで、なかなかでかい大変な質問事項だなどと自分自身でも驚いております。

今月７日から１０日までシンガポールで開かれました環太平洋経済連携協定、ＴＰＰですが、この交渉はもののみごとに妥結をしない、１月に先送りをされたということが、今現在の結果でございます。そうした中、環太平洋経済連携協定ですが、こういった一つの流れを市の首長として、市長としてどのように捉えているか、その辺を伺うところでございます。

このＴＰＰについては、まさに今の農業問題、また他の問題をとっても本当に新しい問題だというふうに私は捉えております。２００６年にシンガポール、ニュージーランド、ブルネイ、チリと、この４か国で集まって自由貿易協定が妥結した中でスタートしたということで、まだ７年、わずか７年の間ではありますが、この中には今現在日本を含めても１２か国。その当初は、一番国力、体力、力のあるわがままなアメリカも入っていなかった。やはりこれを見渡したときにどうしてもここに入って、やはりアメリカがキャスティングボードを握らなくてはならない。これが今現在のＴＰＰではないかと思っております。

最初の４か国の後、これは当然のことながらオーストラリア、ペルー、ベトナムが入りました。そしてこれで８か国。その８か国の団体が平成１０年３月から改めて交渉開始が始まった。その年の１０月、日本は自民党政権から民主党政権に変わったわけですが、その１０月に菅直人首相がこの経済連携協定ＴＰＰに交渉の参加を検討するということから、日本のＴＰＰ交渉参加はスタートしていると思います。

そして、この年の閣僚会議においては、１０年ですので１１年１１月、１年後にはもうこの結論を出すのだというのが、このときの閣僚会議の決め事だったのです。ところが、１年経過したときに、なかなか簡単に出せるものではありません。そうした中、オバマ大統領はもう１年後の１２年に協定完結をするのだということを言ってきております。しかしながら、それがならずしてこの２０１３年１２月に日本を含めた１２か国で妥結をみるということだったわけですが、今ほど申し上げましたようにそうは簡単にはいかない。アメリカのわがままが、今、前面に出てきております。

そうした中を他の諸国も最初は、それほどアメリカはわがままを言ってこないだろうと、その辺の様子見でこれはもう話を聞いていればいいだろうということが、最終的にはやはりそれぞれの国有企業のあり方、知的財産のあり方、貿易はもちろんでございますが、そういったところまでを１つずつ協議検討した中に、そうは簡単にはいかないと、そういったものが来月１月にまた先送りされたＴＰＰの問題であると思っております。市長、そうした中、冒頭申し上げました先送りＴＰＰを、南魚沼市の市長、魚沼農業の先導者としてどのように捉えておるか、ひとつ壇上よりお伺いいたします。あとにつきましては……

○副 議 長 （２）についても演壇で質問をお願いします。大項目は演壇で全部していただきます。

○若井達男君 はい。わかりました。また私の勘違い——勘違い、間違いはしょっちゅうで

す。ひとつまあお許しを。

(2) にそれでは入ります。減反政策の見直しはいかに。減反政策はまだ見直しなのです。廃止ではないのです。見直していった中に2018年に廃止をすると。生産調整は廃止ではないのです。生産調整を見直した中に減反政策を、今ほど申し上げました見直しの段階の上に2018年度に廃止をするというこれが米政策の、このわずか1か月ちょっとの間に決まったことなのです。減反政策は昭和45年に始まっております。まさに40数年間かかってきたものが、わずか1か月余りでいち早く方向性が出され、決定したということです。どうしてこう早くなったのかなというのがありますけれども、この背景にはやはり先ほど前段で申し上げましたTPPの問題、又は今の3.11の福島原発の問題、そしてきょうも一般質問でも取り上げられておりました特定秘密保護法の取り扱い、これは決定されたわけですが、そういったものの中においてわずか1か月で、この40数年から続いた減反政策が見直し、廃止になるとそういった状況でございます。

そして、これは大きな、今までは農政はゆっくりしたカーブを描いている大きな船に乗っている。自分が乗っているところはどこにいるか、どこで曲がっているかわからない。そういう農政、これは猫の目農政でもあります。ですけれども、なかなか本人が、周りの人も気づかない。しかし、時間がたってきたときにはかなり曲がっておったとそういうような農業政策、農業状況だったのですが、まさに正面にぶつかって、右に行くか、左に行くかとそういった状況だと思えます。そうした中、この減反政策が見直されて2018年に廃止になると。そうしたとき、この①に掲げておりますが、地域間協定のあり方、これを南魚沼市としての今後の方向はいかにということでございます。

それから、今のこの大きな政策の中に、飼料用米、米粉用米を主食米にかえて、これに力を入れていくのだ。これが減反政策に結びつくのだと。そして18年には、果たして減反政策の数量割当が必要なかどうか。それはその時点で定めるという、そういう方向になっているわけですが、この方向転換の中の飼料用米、米粉用米の転作メリットは、当南魚沼市、魚沼においていかなるものであるか、メリットはあるのかという点でございます。

また、減反政策で、これは昨日も19番議員でしょうか、細かく減反見直しで経済効果、農家所得はどうかということについて詳しく質問されておりますので重複は避けますが、本当に私たちのこの地域の所得は上がるのか。農林水産省は13%ということを言っています。新潟県も4%から13%。近隣であれば十日町市、また新潟市も数パーセントということを言っている中に、きのうの市長の答弁では当市も数字的には計算すれば5%くらいにはなるのだということもいただいておりますけれども、この点についても壇上から伺うところでございます。あとはまた一般質問の一問一答の一問がいらぬようにいい答弁がいただければ、私はこれで終了すると思っております。

前段に戻りますが、今議会においてはTPP交渉における重要品目の聖域確保の請願ということで、これは最終日のまた取り扱いになるかと思っております。やはりそれだけにこのTPP問題は重要な問題であると私も認識しております。壇上からの質問は終わります。

○副 議 長 若井達男君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 若井議員の質問にお答え申し上げます。全部を1回壇上でやっていただいていたよかったですと思っています。

魚沼農業の明日を問う

T P P交渉の結果であります。これは閣僚会議の中で閉幕するとき、実質的な進捗があったと、こういう共同声明を発表して終了したわけでありまして、その内容がどこにあるかというのは我々にはわかりませんが、推測する部分では日本とアメリカの中では、ある程度の方向性が見えたということではないかと私は思っておりますが、それはわかりません。新興国のほうでは非常に強硬な反対論も出ておまして、この辺がわかりません。私は前々から申し上げておきますとおり、日本の聖域と言われております農業5品目、この部分は例外だということ。これはもう選挙でも国会決議でも全て国会議員の先生方も約束をし、そして国会決議の中で政府の聖域は守るという言葉も出ているわけでありまして、これをとにかく信じていかなければなりませんし、どうしてもやはりそれは貫いてほしい、そういう思いで強い信念のもとに今後の交渉に臨ませてもらいたいと思っております。

減反政策の見直しであります。地域間調整の方向ですけれども、今までいろいろの中で、特にここ2年、3年は東日本大震災の被災地の皆さんから大変なご理解をいただいたわけでありまして、ありがたく思っております。平成26年度も一気にこれを解消ということにはなり得ません。得ませんが、5年後に生産調整自体が、これはないよということになれば、県間調整、地域間調整自体も消滅するわけでありまして、この時点では解消といいますか、そういうことになっていくのだらうと思っております。まだはっきりとわかりませんが、当面でき得る継続はしていきながら、5年後の廃止といいますかゼロを目指して、どういうまた、いわゆる提供していただける方々からご理解がいただけるか、このことだらうと思っております。

続きまして、飼料用米、米粉用米への転作メリットであります。議員おっしゃっていたように、これは本当にいい部分といいますか、この部分をみんな組み合わせたとしますと、大体十日町もそうでありますけれども、うちも5から10%くらいの所得向上にはなるということでもあります。しかし、これもきのう申し上げました、栽培実績のないこの多収性専用品種これがどうなのか。それから土壌こういうことにも適合するかどうかということとはわかりません。安定収穫がどうかということも全くわからないわけでありまして、それから米粉という場合については、これはもう米粉にする施設のインフラ整備がかかせないわけでありまして、これをJA等が受入体制を含めたその受給インフラの整備が本当にできるのか。こういうことは非常に疑問がありまして、私個人的な考え方としますと、この飼料用米や米粉用米の転作そのものは余り進めるべきではない。

ただ、1つだけですね、きのうも申し上げましたが酒米、できれば地元で生産されるお酒の少なくとも半分以上くらいは、この地でそのもとを生産するという体制ができないかと思っております。どういう——簡単に言えば買取価格を上げてやればできるのでしょうかけれども、それを使用していただきます酒造組合やそういう皆さん方とどう調整ができるのか。あるいは市

として特産品ではありませんけれども、推奨品としてのことができるのか。これらも含めて早急に検討しなければならないと思っておりますし、五百万石であれば栽培実績もありますので、そう栽培的に難しいことではないという感じはしております。とりあえずは以上であります。

失礼しました。本当に農家所得が上がるかという部分であります。これは今の南魚沼産コシヒカリの価格を前提にしてです。とりあえずは前提にして言いますと、当然上がるわけです。完売すれば3割アップ。例えば、いつも申し上げておりますけれども、値段を1割下げたとしても全体の収入としては2割アップと、これは計算上で出ます。問題は売りさばく、これをどうやるかということであります。ただ、今、大体42万トン生産しております。6,000ヘクタールのうちの7割くらい生産しているわけですので……。失礼、単位を間違いました。4万2,000トン、これが南魚沼産コシヒカリが売れ残っているということはほとんどないわけです。全農に出荷した部分や何かと一緒に、魚沼産コシヒカリとして残ってとこれは出てまいりますけれども、ほとんどないということですから。そうしますとあと残りは8,000トンを今以上に売ればよいということですから、これほど楽なことはないという——そう言うと失礼ですか。

必ず需要は大きくあるという思いがありますので、これを本当にきちんとやっていけば農家所得は大幅にアップができると。ただ、米価の下落部分をどう捉えるかというのが、ちょっと我々がまだ捉えきれいていませんけれども、ある意味プレミアム米という考え方をさせていただいて売りさばいていくということだろうと思っております。一般米と一緒に、米価が下がった、そら一緒に下げろという形ではなくて、希少価値の部分という形の中で富裕層を中心にターゲットを据えてやっていくものだろうと思っておりますので、農家所得はこれを全部作付ができる形になれば、私は必ず上がるという確信は持っております。

○副 議 長 26番・若井達男君。

○若井達男君 魚沼農業の明日を問う

それでは最初のTPPの関連について質問させていただきます。今ほど市長のほうから答弁がありました。国会決議はきちんと守ってもらふべきだという答弁をいただきました。私も言うならば当然のことだと思っております。しかし、日本の米政策に対する国会決議、一番あてにならないのが米一粒たりとも輸入させません。これは国会で3回決議しているのですね。しかし、いとも簡単にミニマムアクセス米ということで、今現在でも70万トンくらい入っているのですね。

そしてこのTPP交渉の段階で、アメリカのエゴはアメリカの自動車を産業界の上に立ってやってきたときには、今は多分2.1%日本の車にはかかっていると思うのです。それはだめですよと、譲れませんよと。しかし、あなた方他国の皆さんは関税はゼロにしてくださいよということがあるのですから、日本においては今自動車1つとった場合でもそうですけれども、先ほど市長の答弁の中にもありましたが、国有企業、ベトナム、マレーシア、そういったところは今、優遇措置があるのですね、国有企業は自国発展のための優遇措置も、それまで撤廃しなさいよと言っておりますね。知的財産、これはそれぞれの国の持っている、また国の中に持っている企業の持っているもの、そして医療分野、そういったものも手放しなさいよ。私たちは

ちゃんとやります。

そしてその上にもう1つ。今までは表に出てこなかった。しかしこれは前からあったことですけれども、アメリカの輸出には輸出産物、農産物を含めた中にこれは補助金がついているのですね。これは前からあったもので1970年代からあったのです。そして、アメリカの農産物輸出については5大穀物商社というものが政府を、国を、連邦国ですけれども握っておる。それが生産者のほうに裏補助金で出している。今現在補助金で出している新たに残っているものは、アメリカから入ってくる乳製品については補助金がついているのですね、アメリカの。そういうことも自国のものは認めない。しかしあなた方はもう関税撤廃は大原則ですと、そういうことを言っているわけですが、この辺についての市長の受け止め方はいかがでしょうか。その点をひとつお願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 魚沼農業の明日を問う

今、議員がおっしゃったようにアメリカという国は——どこの国も同じでしょうけれども、ある意味自国の利益を守るためということが当然前面に立つわけですが、やはりある意味ちょっと大国意識といいますか、自分たちがやっていることはこちらへ置いて、皆さん、全部平等にしましよと、これはやはり通用しない社会になってきていると思います。私たちはもう30年近く前にアメリカのカリフォルニアに農業視察に行つてまいりました。そのときからもう米という部分について——米ばかりではありません。農業政策についてアメリカは莫大な補助金をつぎ込んでやっている。そして日本は悪い、日本は悪いとこういう論調ですから、非常にある意味かみあわないといいますか、ちょっとアメリカのエゴが目立つということはずっとあったわけです。ここにきてそれが今度は本当に品目ごとに出てくるものですから顕著になってきた。それはやはり幾ら友好国であっても、そうですかというわけにはいかない。フランスも農業大国であります、非常に農業に対しては手厚い保護をやっているわけであり、きのうも触れましたけれども、農業が衰退をするという国に栄えた国はないわけであり、そういう理由があつても、このことはきちんと守らないと日本はやがて滅亡の道をたどる、こういうことだと思っておりますので、強くそのことは政府に求めていかなければならないと思っております。

○副 議 長 26番・若井達男君。

○若井達男君 魚沼農業の明日を問う

では1のTPPの問題について最後になりますが、市長の先ほどの答弁にありましたように、国会決議はやはり守ってもらわなくてはならない。そしてこれには担当大臣、甘利経済産業省でしょうかがTPP担当でやっているわけですし、また西村内閣府副大臣ですか、この方は1ミリたりとも譲らないと言っている。大臣は1センチ、1センチと1ミリでは大きな違いが出ますね。私はこの副大臣の言っているような姿勢でやはり臨んでもらわなくてはならない。そして結果的に国益を損なう重要5品目が出たときには、知事も言っているように、これらはやはり参加するべきではないということを行っているものですから、私も1ミリたりともこれは

譲れないと。そしてあわせて、もしそういうことになったときには、これはもう参加などという問題ではないと考えておりますが、この1点、ひとつお願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 魚沼農業の明日を問う

私は去年からこのT P P問題で、今ここにおられないので悪口とか裏口ではないのですけれども、関議長さんといろいろやりとりをさせていただきました。そこで今議員がおっしゃったように、離脱などできないのだと。いや、そんなことはない。だって自分たちがだめなら離脱するくらいのことできないはずがないわけだからということで、今議員がおっしゃったように農業5品目、この聖域がもし守れないとなれば、これはもう離脱していただいてT P Pの中、枠に入らないと、これでいいと思います。そのくらいの強い信念でないとだめだ。

ただ、1ミリと言っているのは菅義偉官房長官がアメリカの代表にですね、1ミリと言っているそうです。それを甘利さんが取ったのか、西村さんが取ったのかわかりませんが、そのくらいやはり政府のほうも強い信念を持ってやっているということは、新聞紙上でも伝わってきておりますので、ある意味そういう方向で行くのだろうと思っておりますけれども、最悪の場合離脱ということも辞さないということは重要なことだと思っております。

○副 議 長 26番・若井達男君。

○若井達男君 魚沼農業の明日を問う

大きな1番のT P Pについてはこれで終わります。減反政策の見直し、行き先は廃止ということで壇上で申し上げたわけですが、そのうちの①ですが、今後の地域間協定はということで、この地域間協定は名前を変えれば六日町方式、本当に理にかなった、本当に農家に合った取り組みだと、今までの取り組みを見てきた中で評価できる場所ですし、私そのものも最大限にこの地域間協定、六日町方式は使わせていただいてきております。

それでありがたい、ことしの平成25年産米については、まだまだ3.11の大震災にあった地域のほうの影響も出るわけですが、一時の10アール当たり3万6,000円、3万5,000円という数字でなく、ことしは3万400円でしょうか。そういった分を出して、その分コシヒカリを作付できるということで、私はこれは本当に大きく評価しております。市長も六日町長に当選されたまさにその時点で、地域間協定も県内でなくて県外協定も、ひとつ議会のほうでも取り組んでもらいたい、勉強してもらいたいというお話をいただいて、そのとき私は産業建設委員会に所属しておりました。北海道へ地域間協定ということで行ってきました。その時分は多分六日町の減反は——今は数量割当ですけれども、当時は面積割できておりましたので、多分580町歩くらい。そのうち転作で定着したのが200町歩くらいで、300町歩くらいが地域間協定となればそこにそっくり充てられるということで、この県内地域間協定はやっておるのですが、県外ということで向かって行ってきました。

その北海道のある町は、自分たちも3万5,000円いただいて、そして私たちの分をつくってもらおう、こんなにいいことはないと言っていたのですが、表に出しては言えなかったのです。夜の懇談会のときにそういう話が出てきたのですけれども、しかし道央が承知しない。道の世

話になっている、北海道に世話になって、道中央会に世話になっている。その世話が何ですかと言ったら、人工衛星から、圃場に作付してあるお米の低タンパク質米、低アミロース米をつくらうかということで、まずその人工衛星の世話になっている。そして集荷、出荷ということになると、これはやはり一つの流通機構によらなくてはならないということで、のどから手が出るほど飛びつきたいがそれができないということで、私もそれは本当に残念に思っただけです。

それだけに当時の町長、今の市長、私もこの地域間協定は評価するところでございます。まだまだ3.11東日本大震災で被災された皆さんの水田復旧は、そうは簡単に進まない。進んでいきませんので、またその辺を県内また県外とひとつあわせて、確かに2018年度にこの減反廃止になればこれは必要なくなるわけですが、それまではひとつぜひとも継続をやっているだけだと考えております。その点今一度お願いいたします。

○副 議 長 市長。

○市 長 魚沼農業の明日を問う

このことにつきましては、今議員がおっしゃっていただきましたように、非常に県間調整については魅力があるけれども、上部団体がだめだからだめだということをお聞きした覚えがございます。その後、JA魚沼みなみが佐賀県の農協とうまく提携ができて、しかしそれもまたたった1年くらいで、もう制度的におかしくなってしまう佐賀県が出したほうが全部いらぬというふうにとられて、今度は割りつけが非常に減ってきたという、そういうまた制度の矛盾がありこういうことがあって今日を迎えているわけでありまして。

我々が一番苦しいとき佐賀県がほとんどだめになった。ほかにもなかなかその部分がないというときに、我がJAも含め、生産者も含めて、特に福島関連の皆さん方から、宮城・福島から大変なご協力をいただいたわけでありまして、すぐ手のひらを返したように、もういいんだということにはやはりこれはなり得ない。制度が残っているうちはできる利用はさせていただきたい。

これもやはり生産者の皆さん方が、いや、そんなものはいらぬので、全部別にしてつくるのだと言われますと、ですので、その辺を「義と愛」の精神に農業生産者の皆さん方も帰っていただいて、徐々に減らしていけるかどうか。一気にまた5年後ゼロというのも、これもまたちょっと激変緩和的には厳しい部分がありますから、その辺をどう調整するかというのはことしの平成26年産米の生産調整の検討会議の中できちんと議論していきたいと思っております。すぐに手のひらを返すようなことだけは絶対しないという、そういうことは私もJAさんも含めてお願いをきちんとしなければならぬと思っておりますので、またよろしくお願いいたします。

○副 議 長 26番・若井達男君。

○若井達男君 魚沼農業の明日を問う

はい、それでは次②に移ります。この飼料用米、米粉用米の転作メリットということで、これも市長から答弁をいただきました。私もそのとおりだと思っております。特に私ども豪雪地域

魚沼——魚沼に限らず豪雪地域においては二期作はまずできない。二毛作もなかなか難しい。あわせて水田裏作で昔は牧草関係、その中にもれんげ等をやったわけですがけれども、しかしなかなか生産性が上がらない。長い4か月そういった中の積雪で全てが腐ってしまうことがほとんどで、5年に1度くらいいいことがあるくらいだ。そんなことで、なかなか飼料用米、米粉用米——米粉用米は別といたしまして、飼料用米のほうに転作するということは、牧草から見ればになりますけれども、私たちのところでその飼料用米で一番まず考えることは、周りを見たときに養豚農家、酪農農家、養鶏、そういった畜産農家は減ってきております。そういったときに需要と供給のバランスが、本当に国はそこを農家に保障してくれるのかということが言えます。

国の農水省の意向ですと需要は450万トンの需要見込みがあるそうなのです。ところが、今飼料用米として出てきたのは20万トンくらい、それに満たないかそれくらいですよ。そういったものを一気にこの主食米にかわるような作付になったときに、製品保管から始まってではそれを家畜用飼料としたときの流通機構はどういうふうになっておりますか。そして、対輸入飼料としての価格、そういった飼料価格差が生じないのか。場合によっては安くなるということではなく、これからはそういった施設、設備を整備して、その上に流通機構をきちんと育てていった中になると、果たして安く上がるかということは、私は言えないと思います。

重要5品目の中のかんしょ類生産農家は、TPP——TPPにまた若干入りますが、戻りますけれども質問ではありません——この中の生産農家はこれが全滅になったときに、農家だけではないのですね、輸送業に携わっている人たち、製造業、輸送業の人たちに7,000億円は出ると。まさに壊滅というふうになっているのです。私はそれと同じようにこの飼料用米は反対に皆さんが転作した5万5,000円から15万5,000円までの金額が出ると言ってもなかなかそう簡単なものではないと私も考えております。

私たちの地域が農業政策、この生産調整の見直し中にこれをどういった形で取り組んでいくかと、これは私は大きな課題だと思っております。なかなかこの場で市長もこうあるべきだと。先ほど酒米の話はきのうもきょうも聞かせていただきました。私も「五百万石」をずっと生産しておりました。そういうことでこれらは特筆すべき、とにかく酒米は五百万石。何で五百万石かと言うと、これは心白があるのですね。本醸は40%削った60%以下でつくったものが本醸です。しかし、その上の純米大吟醸になると35%くらいまで削らなければならないのです。そのときは心白のある米でないところに向かないのです。そうすると五百万石は極めてそれに近い、それと言っていいほどの酒米なのです。

そういうことで、私は今度はこういう中の転作については、市として酒米の奨励、そういったところへもやはり力を注いでいくべきではないか。私は絵に描いた餅でなく、市長はきのうもきょうも言うておりますが、そのように考えますが、この点1点をお願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 魚沼農業の明日を問う

議員ご承知のように、この酒米という部分は今までもいわゆる生産調整の中でお願いはして

きたけれども、全く普及しなかったということでもあります。問題は議員ご承知のように値段です。このことだけだと思っておりますので、これを先ほどもちょっと触れましたように、酒造会社、そしてJA、あるいは市も含めて価格補填をどうできるかということがきちんと打ち出せば、ある程度の量は確保できるものだと思っております。その辺をまたJAさんときちんと協議していきたいと思っております。

そういうことで、とにかくこれは酒米は少なくとも八海山、鶴齢、高千代が酒をつくるものの米くらいは、最低でも半分くらいは地元のお米だということ誇れるような形に持っていければと思っておりますので、またご協力をお願いいたします。

○副 議 長 26 番・若井達男君。

○若井達男君 魚沼農業の明日を問う

最後になります。この農家所得については、確かに向上があるという答弁いただいておりますので、それで私はいいと思います。ただし、これは何をしなくてもではなくて、やはり農家としてコシヒカリ栽培が主とした中から最大限の努力をしたときに確かなる農家所得の向上だと考えております。そして、この点につきましては、先ほど私も壇上でお話しましたが、各自治体で数字的に出ておりますけれども、きょうの日報の一面にもありました。新潟日報読者・紙面委員会ですか、その中に日本国際情報学会ですかの会長さんの談話等が出ておりました。やはり自治体云々だけでなく、数字的なものについては調査と取り組みを、日報独自でも調査して結果を公表すべきではないかということをおっしゃられました。

そんなことで、私もこの点については県内各JA、そういったところがやはり主体となって取り組むべきだと、どうしても言葉は乱暴ですけれども、市町村レベル、そういったところにはある係数の最大のほうを使っていきますので、その結果は13%ですよとなるわけです。やはりその地、その地にあった数字の表し方は、そこにあるそういった関係団体、メディア、そういったのもひとつ取り組んでいくことが重要ではないかと考えております。その点1点をお伺いしまして一般質問を終わります。

○副 議 長 市長。

○市 長 魚沼農業の明日を問う

まさにそのとおりでありまして、先ほども触れましたように、この制度を取り入れた場合5から10%アップするというのは、結局はいいとこ取りですね。それができた場合ということで、余り本当のところはあてにならない。この地に本当に適した栽培品目や栽培方法を使ってやるということになりますと、とても確かこの数値にはなっていないです。それは議員もご承知でしょうし、私もそういうふうに申し上げております。

そこで、本当に農家の所得が上がるようにするということは、先ほども触れましたように、売ることです。私は来年度予算の中に、これはJAとも相談であります。JAがするかしないかは別にして市はやりますけれども、販売促進に係る予算を盛らせていただきたいと思っております。これはずっと続くものではありません。ある程度販売するエリアをきちんと設定をして、販売ができる体制さえ整えば、その後の販促費などというのは市が出す必要はない

わけであります。市もそこまでやはり踏み込んで、農家の皆さん方もJAも本気なのだということと一緒にわかっていただいて、とにかくつくっていく。この方向を何とか確立させていきたいと思っておりますので、またご理解とご協力をお願い申し上げます。

○副 議 長 休憩といたします。休憩後の再開は3時15分といたします。

[午後2時57分]

○副 議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

[午後3時15分]

○副 議 長 質問順位12番、議席番号20番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 議長より発言を許されましたので、一般質問をさせていただきます。ようやく昼食後の眠気が覚めて頭がすっきりしてきたかなという時間帯かと思いますが、余り存在感のない質問になるかもしれませんが、よろしく答弁を期待しております。

1 「防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を受けた「国土強靱化地域計画」の策定について

通告に従いまして質問させていただきます。最初が「防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を受けた「国土強靱化地域計画」の策定について、ということで質問をさせていただきます。

さる12月4日、防災・減災等に資する国土強靱化基本法が参議院におきまして成立をしました。そして現在、国土強靱化政策大綱の策定が進められております。さらにこの法律、大綱に沿って国土強靱化基本計画が作成されていきます。これらに準じて都道府県そして市町村は、国土強靱化地域計画を定めることができるというように法律で定められております。

この法律の基本理念は次のような内容であります。「国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならない」と基本理念は定められております。

そして、これに基づきまして「国の責務」として、国は、前条の基本理念にのっとり、国土の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。「地方公共団体の責務」、地方公共団体は基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。さらに「事業者及び国民の責務」、事業者及び国民は、国土強靱化の重要性に関する理解と関心を深め、国及び地方公共団体が実施する国土強靱化に関する施策に協力するよう努めねばならない。

このように規定し、またこれら相互の連携及び協力について、国及び地方公共団体、事業者、その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めな

ければならない、というようにうたっております。

まだできたばかりの法律で、これに対して南魚沼市がどう対応していくかということについては、まだまだ全く考えられていないであろうというように思いますが、非常に重要な法律であろうと私は認識をしております。今後の公共事業、防災・減災というのは言うまでもなく重要な事柄ですが、今後の公共事業をどのように進めるかというところで、1つの大きな指針が出たのではないかと、そのように理解をしているところであります。

それで質問であります。今後想定されるであろう地震や豪雨、豪雪災害等に備えて、多くの高度成長期に整備された老朽化した社会資本これらの見直し、再生、また当然ですが防災・減災への対応と被害の最小限化、復旧の迅速化、こうしたことのために国及び県と協力した上でこの地域計画の策定は検討され、進められるべきであろうと考えておりますが、この考えを伺います。

次にこの計画については、単にハードウェアとしての社会資本整備だけでなく、さまざまな防災・減災、こうしたソフトウェア、それに類する例えば通信機器であるとか、そういったものにかかわってくるのではないかと。そうしたことを考え合わせますと非常に広範囲な内容になるのではないかと、そのように考えています。

この計画の策定については、単独の部署、例えば建設部、総務部、あるいは各部署からの選抜によるプロジェクトチームこうしたことが考えられるわけではありますが、現時点でどのような体制、どのような方法をとるべきか。お考えがあればお伺いをいたします。また、法律では事業者及び国民の責務として国及び地方自治体の施策への協力に努力すべき、とこのようにうたっておりますけれども、いろいろな場面であるのが、さまざまな防災事業、特に河川の堤防事業など。あるいは山の崩壊、治山関係ですね。こうしたところで用地の所有権の問題があり、なかなか収用ができない。土地収用ができないということも、私もこの間経験してきております。

これは一例でありますけれども、こうした用地の円滑な確保、こうしたことがどうなっていくのか。これについての必要な法整備は当然のことですが、本法を受けた国の土地収用法などの改訂があるのかどうかということもかかわってきますけれども、地域計画の作成に当たって、こうした内容があるということ、そうしたものを市民にお伝えし、市民の法の趣旨の理解、そしてまたいろいろな意味の参画が必要になるだろうと考えております。そうした市民の参画を得た中で、計画の策定を進めていこうという考えがおりなのかお伺いをいたします。以上で壇上での質問を終わらせていただきます。

○副 議 長 腰越 晃君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 また新たな傍聴者の皆さん方、大変ご苦勞さまでございます。お目当てのところまで行きますか行きませんかちょっとわかりませんが、これは私の責任ではございませんので、ひとつご理解いただきたいと思います。お待ちしております。

腰越議員のご質問にお答え申し上げます。

1 「防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を受けた「国土強靱化地域計画」の策定につ

いて

今議員からおっしゃっていただいたこの基本法が成立したわけであります。これを受けまして国土強靱化担当大臣の私的諮問委員会でありますナショナル・レジリエンス——レジリエンスというのは防災・減災ということだそうです。この懇談会の第9会の会合、12月4日に行われたわけでありますけれども、ここで示されましたスケジュールによりますと、今月中旬までに国土強靱化政策大綱を決定して、平成26年5月に第1次国土強靱化基本計画を閣議決定する予定であります、予定ですね。それを受けましてご質問の地域計画の策定等に、これから我々が入っていかなければならないわけであります。

南魚沼市では現在想定されるさまざまな災害対策について、南魚沼市の地域防災計画——ご存じのとおりであります、これを定めております。この計画はことしの5月に県の防災計画の修正に基づきまして、それまでの地域防災計画を大幅に修正したものであります。この計画は市に係るさまざまな災害対策に関係して、市の処理すべき事務を中心として地域内の関係機関を網羅した総合的な計画であります。この計画の策定に当たりましては、防災担当であります総務課が中心となって作成をいたしました。しかし、各課がこの担当業務等について確認と修正を加えて完成をしております。

そういう中で今度はこの国土強靱化という部分をどこにどう盛り込んでどうしていくのかということであります。この地域防災計画と、今後策定が促されると思っておりますけれども国土強靱化地域計画の明確な違いが、現在の情報からではまだわからない状況であります。一部の報道によりますと各地域計画では、防災・減災などに必要な社会資本整備の事業量なども明示される見通しで、必要な社会資本整備を示す際の根拠となって、中長期的な計画に基づく計画的・安定的な社会資本整備につながると見られるということも報道されております。そうでありますと、地域防災計画に比べて、実施に向けての具体的な内容になるということだろうと思っております。

また、この基本法の中では政府は、国土強靱化基本計画を国土強靱化に係る国のその他の計画——これは防災基本計画、国土形成計画、住生活基本計画、エネルギー基本計画、社会資本整備計画、国土利用計画、以上申し上げましたこの諸計画の指針となるべきものとして定めるということに一応文言上はなっているところですので、政府のこの防災・減災のための政策の最上位に位置するものだと思っております。

今、市の防災計画というのは、国の防災基本計画に基づいて作成をしておりますから、国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る自治体のその他の計画の指針となるべきものというふうにされておりますので、市の地域防災計画があるから国土強靱化地域計画は作成しなくてよいとはならないわけであります。新たにきちんと作成をしなければならないと思っております。もちろん、この地域計画を作成する際に、関係各課が連携し、協力した中で制定してまいりたいと考えております。

いずれにしてもこの基本法では国土強靱化計画は、国土強靱化基本計画と調和が保たれたものでなければならないというふうにうたわれておりますので、国が策定します基本計画がどの

ようなものになるのか、そして自治体のこの強靱化地域計画の策定に関する国の支援がどのようなものなのか、これをまずは見定めて進めざるを得ないと考えております。

もう1点の地域計画策定に当たって、市民の法の趣旨の理解と参画の必要性について。これは議員おっしゃるとおりでありまして、本当に市民の皆さん方からも理解をしていただいて、参画をしていただかなければ、まさに絵に描いた餅になるということだろうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ただ、ちょっといろいろこの強靱化計画という部分が全体像ではなくて、一部の部分が取り上げられまして、10年間で200兆円投資するとか、そういう今度は批判をされている部分もありますけれども、これは防災・減災にきちんと資するということを丁寧に説明をしていけば国民からは理解を得られるだろうと。3.11あの大惨事をまだ目の当たりにしたばかりですから、このことについて反対を唱える人というのはまずいないだろうということだろうと思っております。それをいかに深く理解していただくかということだろうと思っております。

いろいろ申し上げましたけれども、将来起こり得る可能性のある自然災害についての対策は、絶対これは必要でありますから、我々もこのことはきちんと策定していかなければならないと思っております。現時点で国県からのまだ情報がない状況ですので、正しい情報をこれから収集いたしまして、国の動向を注視しながら策定に向けての準備を行ってまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○副 議 長 20番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 1 「防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を受けた「国土強靱化地域計画」の策定について

大変、微に入り細に入り、十分な答弁をいただきました。というところで終わりにしたいということですが、非常に前向きな答弁であったというように考えておりますが、後段のほうにありました10年間で200兆円。マスコミなどではまた公共事業偏重の復活ではないかというようにたたいているものもあります。

しかし、東日本大震災を振り返ってみればわかるように、「想定外」こうしたことによるあの巨大災害があったわけでありまして。また、福島第一原発、これはもうどのくらいかかるのか、どうしたらいいのか、実はわからないような状況になっているのであります。また、当市を振り返って見れば、2年前のあの豪雨災害、これととてもあれほどの雨が降るとは思わなかったわけでありまして。やはりそうした時期、また今建設部で進められている橋梁長寿命化計画、高度成長時代といいますか、かなり以前に整備された社会資本も、もう老朽化してきているわけでありまして。小さな災害であっても大きな被害を残すかもしれません。そうしたことを合わせて考えると、やはりこうしたことをきちんと根っこに置いて、基本にして、公共事業復活というより、将来に向けて必要な公共事業をしっかりと考えやっていると、そういう考えで国県の計画をもとに進めていっていただきたい、そのように考えております。期待しております。

2 「若者まちづくり会議」の活用の方向性について

1番を終わります。2番にいきます。「若者まちづくり会議」の活用の方向性についてとい

うことで質問をさせていただきます。若者まちづくり会議は、人口減少とこれからの南魚沼市をテーマに、ことし2回開催されております。その2回目の結果については市のウェブサイトにも公開されております。私は市のフェイスブックでこうした会議が開催しますよという案内、情報を得ました。ちょっと離れますが、今南魚沼市役所というフェイスブックがあります。ここでさまざまな南魚沼市のイベント情報や、市の状況報告などやられております。結構見ておられるし、もう1,000人近いですか、500人くらいですか、「いいね」をいただいております。そうした意味でこれをお聞きになっている皆さん、またこの議場におられる皆さん、もしスマートフォンあるいはインターネット等でフェイスブックを見る機会があれば、ぜひ南魚沼市役所のフェイスブックをご覧になってほしいなと思います。これは余談であります。

このまちづくり会議、特に2回目の市が公開している内容を見ますと、その成果は非常に上々であったのではないかと、そしてまた今後に大きな期待を抱かせる内容であるのではないかと、そのように考えております。11月9日、この第2回の開催では、1番目に地域にある資源を活用する、守る、伝える。2番目に、安心して働き続けられる環境づくり。3番目に、子育てしやすいまちにするため、親子の触れ合い、医療費などの負担軽減を。4番目、住み続けたいと思うまちにするために。こうした4つのテーマに関連する南魚沼市の取り組みを説明しながら、これらのテーマを実現していくためにいいアイデアはないかと、そういった話し合いの中から、この会に出席された皆さんから、多くのすばらしいアイデアが出てきております。

こうした数多いアイデアに私が感じたのは、やはり若い素直さ、斬新さ、こうしたことだと思っております。本当に実現できたらすばらしい、そう思えるようなアイデアにあふれていました。当然ですが、行政ができる仕事もあれば、行政でない民間でできる仕事もある。また、みんなが協力してボランティアでできるものもある。やはり読んでみると、みんなで頑張れば何とかできるのではないかなという、人口減少・少子化も何とかできるのではないかなという、そうした気持ちになってまいりました。

こうした内容については触れませんが、近い将来、この南魚沼市を背負っていくであろうアンダー45、U45の若い世代が集まって、お互いにアイデアを出し合うこうした取り組みというのは、ぜひ継続していただきたいなというように考えています。ともすれば、議会の場に身を置きますと、こうした素直といいますか、本当にこうしたらいいのではないという単純なものをどこかに置き忘れて、どうも政治の何ていうかちょっと暗いなという世界に入り込む傾向にあるのですけれども、非常にそういう意味でも精神のリフレッシュにもなると思います。ぜひ、議員あるいは行政、ここにおられる管理職の方々も、こうした会合を見られて、いろいろなまた原点に戻るといふか、そういう気持ちになっていただいてもいいのではないかなというように思います。

こうした若い皆さんのアイデア、これがこの会でまとめられたということだけではなくて、現実に実現されていく仕組み、市であれば施策・事業に反映できるのか、こうしたことを考えながら南魚沼若者会議を、これからもしっかりとやはり進めていただきたい、そういうことを考えました。これについて今後の方向性、あるいはこうしたアイデアの事業への取り組

み、あるいは民間の問題であれば、あるいは市民活動ボランティアの問題であれば、そうしたふうに市民に与えかけていく、そうした活動を市民に与えかけていく、そうした展開を図っていくお考えがあるのかどうか、お伺いをいたします。

○副 議 長 市長。

○市 長 腰越議員の質問にお答え申し上げます。まずは最初にお礼を申し上げますが、フェイスブックをご利用いただきありがとうございます。よく「いいね」を押していただいて、名前は拝見をさせていただいております。

2 「若者まちづくり会議」の活用の方向性について

さて、まちづくり会議であります。これはご承知のように市政施行以来ずっと市政懇談会、最低 16 会場、多いときは 30 数会場もやってまいったわけでありまして、当初はやはり私を珍しいという部分があったでしょう。市長が来るとかということ割と大勢お集まりいただいたのです。ところが、賞味期限が切れますと、もう 2 年後あたりからは、まあ大体さて同じだろうということかどうということかわかりませんが、限られた人数になってまいりました。中でもやはり若い皆さん、それから女性の皆さんが少ない、これはもう顕著でありました。おおむね今の社会を背負って立っていらっしゃる 40、50、60 あるいはリタイアをされました高齢者の方というのが定番的になってまいりました。

そしてご意見も、私どもが市政の内容やそういうものを説明しまして、さあ何か皆さん方からご意見、ご提言はと言いますと、地域要望的なことはよく出ます。この道をどうしろとかそういうのは出ますが、市の将来的なことに対して、こうした方がいいのではないかというのはなかなか出てこなくなりました。ああいう懇談会形式では、やはりそういう面まで求めるのは無理なのかなというそういう面もあります。

そこで、昨年の市長選の公約の中に、とにかく皆さんで何でも言い合える、特に若い皆さん方がとにかく忌憚のない意見を言い合えるような機会を設けていくということで、若者まちづくり会議というのを立ち上げさせていただいて、ことし 2 回開催をさせていただきました。議員からご好評をいただきありがとうございます。1 回目が 28 人、2 回目は 18 人でございます。やはりちょっと数は減りましたが、内容については非常に濃いものがありまして、これは議員が内容をご存じでしたので、特に申し上げませんが、大きな期待をしているところであります。

ここで提案された部分をちょっと検証させていただきながら、具体的に施策として実行できるものはやはりどんどん実行していかなければならないと思っています。言ったけれども何もしないということになりますと、やはりそこで意欲が削がれるわけでありまして、必ずやはり何か実行できる部分があるわけですので、そのことをきちんとやっていかなければならない。今、触れましたように、ちょっと試行錯誤的に始めておりますので、ことしはいま 2 回ですが、来年、再来年ともっと内容を充実させながら、しかも、もう少しまた大勢の皆さんから——ただ余り 50 人、100 人入っても、今度は何でも言い合う会といっても何か皆さんは遠慮が先にたつて、なかなか自分の考えていることを言えないというそういう雰囲気も出るのです。ですので、

それをうまく分割をしながら、特に若い皆さん方の思いや能力をどんどん引き出しながら、市政の中に活かしていければすばらしい市にまたなっていくのだろうと思っておりますので、議員のほうからまたご支援とご協力をお願いいたします。「いいね」を送ってもらうのが一番やはり張り合いです。よろしくお願い申し上げます。

○副 議 長 20 番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 2 「若者まちづくり会議」の活用の方向性について

なかなかその継続性というところが非常に大変なところになるかなと考えます。来年には図書館も開館しますし、またあの一帯をそういったまちづくり、市民活動の拠点になるような、そういう地域にしていっていただければすごくありがたい。そこに若者たちが行けば、月に何回かはこういうような催し物と言ったらいいのでしょうか、話し合いと言ったらいいのでしょうか、そういうものを検討してみようといったまちづくりが、常に活気ある内容で展開されている地区、やはりそれが図書館を中心としたあの駅前の地区になるのではないかなという期待も持っております。

そのように2回目が非常にいい結果だったのですが、これからちょっと厳しいかなという部分もあるかと思っておりますので、こうした動きを大切に、しっかり展開していただきたいと思います。そしてまた内容的には、市役所がとても手に負えない内容もありますので、市役所の分野ではない内容もございます。そうしたものは広く市民にお知らせしていくというフェイスブック、ウェブサイトあるいは市報、いろいろな場面で市民にお伝えしていくということもまた期待をしております。

以上、今回の質問は非常に幸せな気分で終わりますが、期待をしております。そういうことで質問を終わらせていただきます。

○副 議 長 質問順位 13 番、議席番号 2 番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。傍聴にみえられた方、本当にお忙しい中ありがとうございます。目当てが私でなければ申しわけありません。何分初めての一般質問ですので不慣れではございますが、よろしくお願いいたします。

まちおこしの推進について

議員の皆さんには、本日昼食にきりざい丼を食べていただきました。ありがとうございます。南魚沼市では南魚沼きりざいDE愛隊、美女旅、女子力観光プロモーションチーム等、民間の方々为主导するプロジェクトが、外部より高い評価を得ております。実際、私も立ち上げ以来、南魚沼きりざいDE愛隊の一隊員であります。一昨年8月発足以来、ことし5月にご当地グルメの祭典、B-1グランプリを主宰する一般社団法人 愛Bリーグの本部加盟になることができました。この本部加盟になるには、毎年全国から数百という申請がある中で、新潟県で初めて本部会員になることができました。そして関東甲信越大会において第3位のブロンズグランプリをいただくことができました。民と官の共同プロジェクトとして成功している例だと思いますが、行政間の横のつながりを円滑にし、南魚沼市を強く発信していくための専属部署の創設を検討したらいかがでしょうか。現在、各関東甲信越ブロック大会に行くに当たりまし

て、民間のボランティアの方、市の職員の方、全部で60人弱で行動しております。市の車を使わせていただいたり、活動しております。今まで南魚沼市にいながら外へPRをしていた時代もありましたが、今はもう行動範囲が全国にわたっております。今の状態だととても限界を感じておりますので、専属部署の立ち上げを検討していただけるとありがたいと思います。その辺、市長の見解をお聞きしたいと思います。

2点目でありますが、人口減少社会が叫ばれる中、若者に定住してもらうことが大切だと思います。きのうも市長からもお話がありました。南魚沼市として先日「1泊2日のマジ婚 in 南魚沼」という広域交流ミーティングパーティーを商工会青年部と共同で開催いたしました。私もスタッフとして参加させていただきました。皆さん最初ものすごく緊張されていましたが、後半、和気あいあいと無事に7組のカップルが成立いたしました。せっかく全国結婚支援協会さんからサポートしていただいたのですが、今一つ周知が徹底されていなかったように思います。つきましては、飛躍し過ぎかもわかりませんが、以前からもちょっとお話があったようなのですが、テレビ局等と連携して南魚沼市に興味を持って、市外、県外から参加してもらえるような婚活プロジェクトを企画・推進したらいかがでしょうか。

人口減少問題におきまして、また先日の新潟日報の記事にも載っておりましたが、県は県外で暮らす30代を呼び戻す対策に民間を利用して、転職情報を探しやすいように2008年からウェブ上に県Uターンサポートデスクを開設しているようです。南魚沼市としても市Uターンサポート企画等の考えがあるのかどうかお聞かせいただけるとありがたいです。壇上からの質問を終わらせていただきます。

○副 議 長 塩川裕紀君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 まちおこしの推進について

塩川議員の質問にお答え申し上げます。PR専属部隊の創設ということであります。今、議員おっしゃっていただきましたように、議員ご本人からも、きりざいDE愛隊等のその前から、積極的に参加をしていただいております。まずもって感謝を申し上げるところであります。

2009年のNHK大河ドラマ「天地人」の放映を契機にいたしまして、市内を中心にする若い皆さん方の方で諸事業が展開されてまいりました。放映年の「愛・天地人博 南魚沼」これはもう大成功でありました。そのおかげもありまして収益金が1億円を超える部分がありました。そして、その後のプレイベントであります「愛 米の陣・酒の陣・天地人」これに始まりまして、放映後もそのにぎわいを一過性のものに何とかしないようにしようということで、観光交流の持続的な発展につなげる諸施策を検討するために結成されたものが、「アフター天地人推進プロジェクト」愛プロジェクトでございます。この皆さんは一連の事業を実施するに当たり本当にご協力をいただきまして、大変お難儀をかけたところであります。議員のご紹介いただきました活動を現在も継続して進めていただいております。

この一連の活動が市内や周辺地域にもたらした影響効果は、経済効果はもとよりでありますけれども、人材の育成・交流、新しい活動の誘発、こういうことについてははかり知れないものがあると認識しております。その情報発信の中で高い評価もまたいただいたところであり

ます。

こうした活動につきましては、主に企画政策課と商工観光課が中心になって官・民共同で進めてまいりました。このことは議員もご承知のことかと思えます。交流の促進は人口減少対策における定住促進施策にもつながっていくわけでありますので、これからも皆さん方と連携のもとで、地域資源についてその魅力を積極的に情報発信ということであろうと思っております。

大体基本的な市の考え方でありますけれども、市内各地でいろいろイベントも含めて実施をいただいているわけであります。このことについて、ある程度の費用の負担部分については、市が今までやってまいりました。しかし手法、これらについては市役所の職員が主導するのではなくて、それを実施しようとする中心になっていただく皆さん方が、特徴も出しながらやっていただくほうがいだろうということで、あえて市の職員が前面に立たずに、例えばグルメマラソンも含めて、あるいは石打のトレイルマラソンこういうことも含めてやってまいりました。これからもやはりその手法だろうと思っております。

ただ、やはりものを実施していく上では予算が必要であり、そして組み立てや組み合わせが必要でありますので、そういう際に市がきちんとサポートをしながらやっていく。あくまでも、できれば地域の皆さん、市民の皆さん方が主導で進めていけるという立場が望ましいと思っておりますので、極力そういう方向でやろうと思っておりますけれども、そればかりではできない部分もありますのでよろしくお願いいたします。

やはり今は全国の自治体はそれぞれ地域間競争ということでありまして、生き残りをかけて、まあやはり相当いろいろのイベントやゆるキャラも含めて、発掘をしたり、開発をしたり、宣伝をしたりしているわけでありまして、私どももそれになるべく負けないように皆さん方とともに歩んでまいりたいと思っております。

千葉県の流山市ではマーケティング課を設置しているそうでありまして、これが子育て世代の転入増などの成果を上げているというところもございます。そういういい部分は、やはりきちんと我々も見習いながらやっていかなければならない。傾向といたしましては、市のやはり観光部局、企画政策部局、広報公聴部局のいずれかの中に設置をされているというのがほとんどであります。

議員からご指摘いただいたように、きりざいDE愛隊、あるいは美女旅、女子力観光プロモーション、こういうものは本当に大きな効果を上げておりまして、心強い限りでありますけれども、今後もさらなる交流の活性化、定住促進に向けて、先ほど触れましたように職員をそこに全てはりつけてやるということは非常に難しいことでもありますけれども、皆さん方からのご協力を得ながら、きちんとした対応をとってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

婚活プロジェクトであります。これは一昨日ですか、15、16日に行われたこれも湯沢町と南魚沼市の広域計画協議会の中で予算を出しましてそして、それをもとに提案を受けて実施をしているわけであります。今回は、あれは青年会議所か……。〔商工会青年部〕と発言する者あり）商工会青年部の皆さん方が受注をいただいたということでありまして、1泊2日で泊まれ

るのは女性だけというような、いろいろ特典も設けながら実施をさせていただいたところであり、これは初めての試みであります。

議員もご承知のように、そのメンバーであったそうで——メンバーではないですね。スタッフであったそうでありますから、失礼いたしました。よくご存じのことかと思いますが、7組、一応カップルが成立した。ただ、これが最終的に結婚にまで結びつくか否かというのは、また非常に難しい部分もありますけれども、できる限りこういうことの中で、南魚沼市に女性が嫁いできていただくということを目指していかなければならないと思っております。

周知の方法ですけれども、これは企画から実施までの期間の関係があつたりいろいろありますので、十分な宣伝費が確保できない状況だとは思っております。工夫して周知に努めたいと思っております。

ご提案いただきましたテレビ局との連携でありますけれども、昨年度TBSの番組の中の1つがありまして、既存の番組の誘致を検討させていただいたところでありまして、市の費用負担が非常に大きくなるということと、簡単に言いますと何もない田舎町という部分が大分前面に出るようでありまして、私どもはとてもそこまでない市ではないということで、これは一応破談になりました。婚活パーティーをやるというのに破談などという話ではちょっとあれですけども、そういうことです。もしですね、番組的にすばらしいものがあれば、誘致も当然辞さないと思っておりますけれども、なかなか簡単ではない。民間のスポンサーがつく部分でありますから、当然その実施主体といえますか、恩恵を被る自治体にも相当多額の負担金をというようなことが言われるのが常でありますので、これらをどう払拭、精査できるかということが鍵だと思っております。やはりいろいろな手法で知り合いの場を広げるということは非常にすばらしいことでもありますので、できる限りまた検討を進めてまいりたいと思っております。

Uターン、Iターンの就職情報につきましては、市の職員の中で人口減少プロジェクトを設けまして、これも昨日ちょっと申し上げましたが、3チームから提案をいただいた中の1つに、情報をきちんとインターネット上に設置をして、南魚沼市にUターンしたい、あるいはIターン、Jターン何でも結構ですけれども、それを企業と連携をしてやろうではないかという提案がありまして、これは実施に移していける方向だと思っておりますので、十分また活用させていただければと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

○副 議 長 2番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 まちおこしの推進について

ありがとうございました。全て網羅されて何を言ってもいいやわからないくらいの感じになっておりますが、もう1つちょっと聞かせていただきたいことがあります。先ほどのB-1グランプリの流れに付随しておりますけれども、B-1グランプリ誘致3年計画という計画が一応進められていると思うのですが、25年度は雪まつりとB-1グランプリとのコラボレーションが企画されております。26年はプレ大会、27年に関東甲信越ブロック大会を誘致する活動の計画は未定のようなのですが、活動があるそうです。来場者がブロック大会、1か所ずつ見ても10万人以上が来場されているようですけれども、もしそのブロック大会をこちらに誘致する

に当たって、それこそ実行委員会を立ち上げないととても無理な規模だと思うのですけれども、その辺市長の見解をお伺いします。

○副 議 長 塩川裕紀君の再質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 まちおこしの推進について

お答え申し上げますが、このB-1グランプリにつきましては、今議員がおっしゃったように平成25年、この平成26年の2月になるわけですけれども、雪まつりに10店舗くらいでしょうか、著名なところからご参加いただくということになっておりますし、平成26年はプレ大会、そして平成27年に関東甲信越の大会。そういう方向で今進めていただいております。問題は議員おっしゃったように、関東甲信越大会という大きな大会のときに10万人、あるいは15万人といいますと、どういう受入体制をつくらなければならないのか。駐車場等も含めてです。会場もではどこに設定をするのか。こういうことがこれからの課題だと思っております、1日あるいは2日で済む問題であればこれは、足りない部分を市の職員を一時的に総動員しても対応できるわけですけれども、相当長期間にわたってずっとやっていかなければならないということになりますと、やはり市の職員がそこに専属でというのは非常に無理が出てくると思います。

そうなりますと、そういうことを熟知している方を臨時的にお願いしながらやっていくという形も考えられるわけでありまして、いずれにいたしましてもこのことについては、平成27年の関東甲信越大会を念頭に置いて進めていこうと思っております。またいろいろ我々に教えていただかなければならない部分がいっぱいあるのですが、非常に我々にはわかりづらいといいますか、そういうノウハウがないものですから、その辺もまたご理解いただきますようによろしくお願いいたします。

○副 議 長 2番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 まちおこしの推進について

ありがとうございます。市長から前向きなコメントをたくさんいただきました。もし、この話がどんどん進むようであれば民間のボランティアの人を集めたり、いろいろ協力していこうと思しますので、これで質問を終わらせていただきます。終わります。

○副 議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって……（「続行」と叫ぶ者あり）

○副 議 長 反対の声がありますので、起立による採決を行います。

本日の会議はこれで延会することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

よって延会とすることは否決されましたので、引き続き本会議を続行いたします。

○副 議 長 質問順位14番、議席番号5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 いよいよ私の順番が回ってきました。実は先ほどの休憩時間に「勝又はあし

たです」とそう言っていたいておりましたので、ほっとしておりました。ああ、もちろんあしただよなど。どうも先ほどの腰越議員が1時間ずっぱり使うところ、私のために大分はしょって順番を回してくれたのではないかと思います。感謝していいのかどうか、お礼だけは申し上げます。

議席番号5番をいただきました私、新人の勝又が初めて皆様方の前で一般質問をすることになります。前もって申し上げておきますが、私にはきつ音の言語障がいがあります。そんなことでいろいろ発音しづらい場面、あるいは皆さんが聞いていて聞き取りづらい場面があるかもしれません。そのときはどうぞご容赦いただきたいと思います。

1 柏崎刈羽原発の再稼働に向けた動きについて

新人の議員が一番最初に取り上げるテーマとしては、原子力発電反対については非常に重いと、そんなふうに私は自分で思っています。しかしながら、立候補のときの選挙のチラシに一文はつきりうたっておきましたので、あえて1回目の質問に原発反対をあげさせてもらいました。では始めます。

世界有数の地震国、地震列島・断層列島と言われる日本の国土。その日本の原子力発電所は全て海岸沿いにあるわけですが、この事実こそが最大の不安、危険要因であると、そのように語っているのが実はこの本です。(本を2冊提示する)きょうは皆さんに2冊の本を紹介します。

「原子炉時限爆弾～大地震におびえる日本列島～」その下に「日本に住む全ての人にいま一番伝えたいこと」とそのようにあります。実はこの本は2010年の8月に出版されました。地震があつて福島原発が破壊されたのは2011年です。11年3月。だからわずか半年前に日本の原子力発電所は地震と津波で大変な被害を受ける、これこそが危ないのだと警鐘を鳴らし続けていたわけです。誰とは言いませんが、非常に有名なジャーナリストの書いた本です。

まさに予言的な本であったと私は思っています。このたび読み返してみて、非常に感動しました。まさにそのとおりのことが起きた。この本の中で安全・安心の原発などありはしないが、日本の原発で最も危険なところは、静岡の浜岡原発と新潟の柏崎刈羽原発である。事故が起きる前の話ですよ。2010年に浜岡原発と新潟の柏崎原発が最も危ないと、そのように言っていたわけです。世界最大の柏崎刈羽原発、これがどれほど危ないか。詳しい内容は申し上げます。

もう1冊ご紹介します。これは「官邸から見た原発事故の真実～これから始まる真の危機～」という題名の本です。誰が書いたかは申し上げます。強力な原発推進者であった学者の方です。福島原発の事故の後、自信を持ってつくり上げた原発のシステムが、自然の力の前ではいかにもろく崩れさるかを知り、反原発の立場に回ったと、そういう人です。あの事故をきっかけにこの技術はとんでもない技術だ、もう制御できない、そういうことを知って慎重派になり、反原発派になったそういう人の書いた本です。

これを私全部読んでみました。この本に書いてあるのは、その後の日本国全体の危険性として最大のリスクは根拠のない安易な楽観的空気だと言っています。言われのない安易な楽観的空気、これこそが最も危ない雰囲気なのだとなんかふうが続いている。我々は地震や津波による事故をイメージしがちですが、しかしながら原発事故の多くは人為的な判断ミスによって起

きたことを忘れてはならないと思います。自然災害も危険ですが、最も危険なのは人為的なミスだと言われています。

多くの事故が人為的ミスによって起きた事実があります。1979年アメリカのスリーマイル島の原発の事故、1986年旧ソ連チェルノブイリ原発の事故、日本では1999年茨城県の東海村JCOの臨界事故、これらは皆様ご存じのとおり、全て人為的な判断によるミスで起きたものがあります。地震が怖い、津波が怖い、地震も来ないよ、津波も来ないよ、そうは言っても人間が間違ふということ。自然災害もなく、また人為的ミスもなく、原子炉が停止していても、それでも使用済みの放射性廃棄物がある限り、危険であることには変わりがない。危険だとわかっているからこそ、放射性廃棄物の最終処分場もいまだに決まらない。原発をどんどん利用すればするほど廃棄物が出る、放射性廃棄物をどこへ持っていけばいいと、受け取ってくれるところがない。それでもやるのですか。そんな議論を皆さん繰り返し、繰り返し聞いてきたことと思います。

日本から見れば地球の裏側のドイツでは、福島原発を見て、あの事故の教訓から2022年までにドイツにある原発を全廃するということを決め、そちらの方向で動いています。IAEAやECRRという公的な国際機関が、福島原発事故で少なくとも数十万人ががんの発症で今後時間をかけて死亡するであろうという予測を出したためだと言われています。ほとんど地震のない国——皆さんご存じでしょうか、ヨーロッパというのはほとんど地震がないのです。南ヨーロッパ、イタリアとかあるいはバルカン半島、ギリシャとかブルガリアとかあの辺にはありますけれども、ドイツとかポーランド、フランスああいうところはほとんど地震がない。

地震がない国、しかも地球の裏側のドイツで原発を全廃すると言ったにもかかわらず、我が地震大国日本で、しかも自分のところで事故が起きてまだ2年半しかたっていないにもかかわらず、国は原発推進に動き出しています。最近の新聞やらニュースやらで皆さんご存じのことと思います。福島原発事故を経験していながら再び日本において再稼働の動きがあることに驚きを禁じえない思いでいます。

12月14日の新聞で日本政府の発表したエネルギー基本計画で原発推進が明記され、来月には閣議決定する方針とのこと。原発をベース電源とするエネルギー政策となれば、我々は福島原発事故に何も学ばなかったのではないかと、私は新聞を見て大変がっかりした次第であります。

さて、通告の私の一般質問ですが、柏崎刈羽原発の再稼働と有事の際の被害について市長はどのようにお考えになっているのでしょうか。

次に11月21日に始まった原子力規制委員会の安全審査がやがて終われば、地元及び周辺市町村の同意を得るとしてはいますが、その同意というものは南魚沼市の同意も含まれているのでしょうか。以上の2点をお尋ねします。

2 地元における特殊詐欺の急増について

私の質問は一括方式ですので、次の質問にも移ります。

2つ目の質問に移ります。最近の傾向として特殊詐欺と言われるものが年々増加し、地元の

六日町警察も大変困っているとのことでした。特殊詐欺というと耳慣れない言葉ですけれども、皆さんよく知っているオレオレ詐欺、振り込め詐欺、あるいは架空請求、あるいはありもしないもうけ話を持ちかけひっかけて人の金をだまし取る。そういった類いの電話で人の金をだまし取るというタイプの詐欺です。

六日町警察の最近の件数と金額、私が聞いた範囲のことを申し上げます。平成23年2件、118万円、翌年平成24年4件で556万円、ことし平成25年11月末現在で8件、1,916万円。平成23年が2件、その翌年が4件、ことしは既に8件になっている。まあまさに倍々ゲームですが、これを巻き上げた人たちは決してお金を倍返ししてくれるということはありません。

名前を挙げていいでしょうか、お隣の警察での情報です。平成23年3件、756万円、平成24年が10件で3,512万円、平成25年11月末現在4件で3,400万円が巻き上げられた。今度はあちらですね。B警察——A警察でもB警察でもいいですが、具体的に名前を挙げないほうがいいと思いますので、数字だけ申し上げます。平成23年度、1件で250万円、平成24年3件で3,226万円、平成25年11月末で3件で1,634万円。

きょうは17日、きのうのニュースでやっていましたが、新潟県内で今、通報を受けている145件で総額6億7,000万円という金がだまし取られたというお話がテレビで出ました。我々が今こうやってこの席に座っているこの瞬間にも、誰かが電話をかけて市民の金をだまし取ろうとしている、そういう事実があるということのようです。

六日町警察では金融機関の窓口対応での注意はもちろん、区長会や民生委員会の会合、FMゆきぐになど、あらゆる機会を通じて継続的に注意を喚起しているが、防ぎきれていないと大変困っていました。被害者の急増について市の対応と今後の対策についてお尋ねいたします。壇上からの質問は以上で終わります。

○副 議 長 勝又貞夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 本当に今度はこれが最後だと思いますけれども、勝又議員の質問にお答え申し上げます。

1 柏崎刈羽原発の再稼働に向けた動きについて

原発の是非、再稼働の是非、このことについて議員からのご所見は十分伺いました。私が今ここでそれを申し上げるところではございませんので、ご質問にありました再稼働と有事の際の被害、これらについてお答えを申し上げます。

ご承知のように福島第一原発の事故を踏まえて原子力発電所の安全確保を図るために、原子力規制委員会が策定いたしました新規制基準が本年7月8日に施行されたところであります。この原子力発電所の新規制基準であります。福島原発を教訓にいたしましてこれまでの基準を大幅に見直して、シビアアクシデントという過酷事故ですけれども、これを防止するための基準を強化するという一方、万一この過酷事故、あるいはテロが発生した場合に対処するための基準を新たに設けたところであります。

東京電力は、柏崎刈羽発電の6、7号機の新規制基準への適合審査を原子力規制委員会に申請するために、新潟県、柏崎及び刈羽村と結んでいる安全協定の第3条に基づきまして、フィ

ルターベント設備に係る事前了解を県、柏崎市、刈羽村に求めたところであります。

これに対しまして柏崎市と刈羽村は8月6日に事前了解いたしまして、県は9月26日に条件付でありますけれども承認をして、東電が9月27日に原子力規制委員会に適合申請を行って、現在規制委員会で審査が行われているという現状であります。

私は今までこの事故の後、ずっと議会でも問われてまいりましたけれども、そのたびにお答えしてまいりましたが、この原発の安全対策につきましては、原子力規制委員会が専門的、技術的な面から安全について確認をすることが重要だと、まずここが第一であります。そうした上で仮に東京電力の安全対策に問題があるこういう場合は、県、柏崎市、刈羽村そして東京電力との安全確保に関する協定を締結いたしました県内28市町村と一体となって、東京電力に適切な対応を求めなければならないということです。したがって、今審査が始まったばかりの現時点で、原子力発電所の再稼働について議論をするという段階ではないと思っております。

私にずっと再稼働について反対をしるか、隣の町の町長が反対したとかと、そういうことをおっしゃっていただいたこともあります。第一義的に立地している自治体はその判断もつきかねる。簡単に言えば全部一気に廃止ができて、そして経済的にも何にも影響がほとんどないということであれば、もうそれはすぐに行くのでしょけれども、今ご承知のように柏崎、――刈羽はどうか、柏崎は非常に企業が不況に苦しんでおまして、今、県ではその支援のための追加予算といいますか、20数億円を盛らなければならないそういう状況になっているわけです。ですから、市民の中にも再稼働はちょっとおっかないけれども、市が順々に寂れていってしまって、とてもこのままでは大変だと、きちんとした安全対策をとってもらって再稼働もやむを得ないのではないかという声も多々あるところあります。

そういうことを踏まえながら我々は最終的に判断していくわけでありまして、柏崎や刈羽の先に立って、あそこの原発は反対だ、ここの原発は賛成だなどということ、まだ私たちが申し上げる段階ではないということをご理解いただきたいと思います。

万一仮に、事故が発生した場合であります。これは過酷事故による影響が当然ですけれども広範に及ぶ。うちは大体50キロ圏に位置しておりますけれども、万全な対策が必要だと思っております。放射線の拡散時によります被爆が一番怖いわけありますので、これから市民の皆さんを守るために本年作成をいたしました市の地域防災計画の原子力災害対策編の充実、これらをきちんと図っていかなければならないと思いますし、今後も必要な対策を進めていきたいと思っております。

国のほうでは昨年9月に民主党政権がまとめました「2030年代に原発稼働をゼロを可能にするよう取り組む」としていたエネルギー政策から転換いたしまして、議員おっしゃったような、新しい「エネルギー基本計画」そういうことをまた見直しを行っているところであります。原発のこの再稼働につきまして、我が国における資源、エネルギー事情、経済情勢、これらを全て勘案しながら、原子力発電の稼働に関する急激な方向転換は、やはり社会経済、国民生活に及ぼす影響も大きい。しかも、今のまま再稼働しないで、今議員がおっしゃいました置いたままであっても、ずっとそのまま危険性が継続していくということでもありますので、それらも含

めまして、私は長い期間をかけて原発依存を減らしていく、将来的にはやはりなくしていく、そういう方向をとっていただきたいということをもずっと主張してまいりました。

安全審査のあと地元、周辺市町村の同意を得るとしておりますけれども、この南魚沼市の同意も含まれるのか否かということでもあります。先ほど触れました当市を含む県内 28 市町村、柏崎、刈羽を除いた部分で、これが本年 1 月 9 日に東京電力と「住民の安全確保に関する協定書」を締結したわけであります。この協定は、市町村は住民の安全確保のために必要があると認める場合は、発電所の現地を確認し、相互に意見を述べるができる。そういうことで県内 28 市町村が一つになって東京電力に対応できるということになっております。

また、県と柏崎市、刈羽村は、「周辺地域の安全確保に関する協定書」によりまして、原発施設等の新增設、あるいは変更を行う際の計画等の事前了解について規定しておりますので、安全が確認された時点においても同意のような何らかの手続が、この三者とは取られるものだと思っております。

我々のほうは、事前了解等についての規定はしておりませんので、同意の範囲に含まれないと考えております。しかし、仮に東京電力の安全対策に問題点があるというふうに見た場合は、県や柏崎市、刈羽村、合わせて県内 28 市町村と一体となって、東京電力に対して適切な対応を求めて確認することで、対応をすべきではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

2 地元における特殊詐欺の急増について

特殊詐欺であります。今、議員がお調べになりましたように平成 22 年、23 年、24 年、25 年とどんどんと増加しているところでありまして、これは被害届が出された数字なのですね。出してないことも確か相当あると思うので、しかし相当の額がだまし取られているという可能性はあろうと思っております。

有効な対策と言いましても、特に呼びかけをするということ、あるいは金融機関等でよくありますけれども、お金をおろしに行ったりとかのときに一声かけてみるということ、これら以外に踏み込んだ対策というのは、今のところ警察もありませんし、我々もなかなか持ち合わせないということでもあります。

きのう年賀状の受付が始まったところに、六日町郵便局ですか、南魚沼警察署が逮捕した容疑者のリストの中に、名前が載っていた方が南魚沼市内にいたのだそうです。その方宛に警察署から年賀状を出して、きちんと注意を呼びかける。そういうことで、きのう年賀状を提出していたのをテレビでもやっておりましたけれども、そういうふうにリストでもすぐわかれば、これはもう完全に有効な手が打てるわけでありましてけれども、なかなか厳しいものだと思っております。

被害防止広報啓発用品、これは協議会、安全協会の中の活動としてマグネットタオルやティッシュを各種高齢者の会合で配布したり、老人クラブ連合会の総会で広報活動したり、FMゆきぐにでの広報、行政区長会、これは秋に 3 地区やりましたけれども、警察署からおいでいただいて振り込め詐欺被害の防止について情報提供ということをやっております。

先ほど触れましたように市の対応もそこから抜け出せるものではございませんで、発生した場合はすぐに市のホームページで状況を掲載するということですし、皆さん方にそうならないように、とにかく怪しい話には絶対乗らないということを徹底して周知していく。これ以外にないと思っておりますので、またきめ細かなそういう周知活動を、市としても挙げてやっていかなければならないと思っております。よろしくお願いいたします。

○副 議 長 5 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 柏崎刈羽原発の再稼働に向けた動きについて

お答えありがとうございました。原発についてですが、いずれにしても地元市民の安全・安心が第一とお考えのことと思います。さて、新潟県は日本有数の地震県であることは言うまでもないことですが、有事の際、すなわち原発において大事故が起きたとき、周辺地域での放射能災害は防ぎきれないものではないと、私はそんなふうに思っております。事故が起きれば原子炉はもちろんのこと、その周辺にさえ近づくことができない。福島例を見てわかるとおり、2年半たってもまだ原子炉の中をのぞくことすらできないわけです。そんなことを合わせ考えながら、この原子力という技術は、事故が起きた場合の話ですが、抑制管理できない技術だと私は思っています。コントロールできない、制御できない技術だと私は思っているのですが、その点井口市長のお考えをお聞かせください。

2 地元における特殊詐欺の急増について

ではもう1つ、特殊詐欺について。だます側は年々その手口が巧妙化し、最近では劇場型とさえ言われるようになっていきます。電話口で弁護士が出たり、医者が出たり、友人が出たり、銀行が出たり、何人も複数の人たちが電話口で入れかわって、まさに劇場型だと。そうこうしているうちに考える時間を与えないで金を巻き上げる、そんなタイプのものもあるそうです。だます側の相手はどんどん進化している。それに対応する側の警察や市町村が、今までと同じやり方を続けていてはこの被害はどんどん増える一方ではないか。近年、平成23年、24年、25年の数字が如実にそのことを物語っているように思います。いい手はないと言われればそれまでなのですが、今までとは違うアプローチが必要ではないか。一歩踏み出した新たなアイデアによる対策が求められているのではないかと思います。いかがでしょうか。ではその2つ、お願いします。

○副 議 長 勝又貞夫君の再質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 再質問にお答え申し上げます。

1 柏崎刈羽原発の再稼働に向けた動きについて

この原発事故に限らず、市民の生命・財産を守る、このことは市長の一大必須事項でありまして、このことに全力を注ぐというのが私に与えられた課題だと思っております。その中で議員もご承知かと思っておりますけれども、先ほど触れました県内28市町村で策定をした協定的なものですけれども、それを作成するに当たって、例えば柏崎・刈羽で過酷事故が起きた場合は、とても一市町村ごとでは対応しきれない、ならばどうするのだということでもあります。

そこで20キロ、30キロ、50キロあるいは50キロ圏外という部分を想定して、そして一年中

の風向き、風向、こういうことも全部算定をした中で、もし、我々が一番通常言われたというのは、冬季間ですと季節風がもう柏崎・刈羽のほうから全部こちらへ来る、これを非常に心配していたわけです。けれども、現実はそのではなくて、いわゆる北側のほう——簡単に言うと失礼ですけども、魚沼市側のほうに流れていくという、一年中の風向関係ではそういうことであります。

そこで、過酷事故が起きた場合は、私どもの地域は、柏崎・刈羽はもちろんであります。上越それから長岡、あの周辺ですね。それから十日町も含まれるようになりますけれども、その皆さん方の避難者を受け入れる、そういうことをまず全体としてやってもらう。当然その前に市民の皆さん方のきちんと安全を確保するというのは当たり前なのです。全体としての役割はそういうことになっております。ですので、まずは被爆、これが一番恐ろしいわけですので、できればいわゆる鉄筋コンクリート製の室内にまずは入って待機をしているとか、そういうことが初期段階であります。被爆の中心地的な部分がもし発生したらということ、それは我々のところはそこまでの発生はあり得ないわけでありますので、放射能の濃度が高くなってくる、それに対してどうするというのですから、これをきちんと対応していかなければならない。あとはヨウ素剤ですね、これがずっと配備をしなければならないのか。その辺も含めて今検討はしておりますけれども、ヨウ素剤を全市民の数、常に保管をしていくということは、ある意味やはりちょっと無駄だという思いもあります。ですので、これについてはまだ私のほうで結論を出しておりませんが、まずは屋内避難。避難をする手段ですね、バスなのか、乗用車なのか、こういうことも含めて一応原子力編の中では、想定した部分を定めております。

そこで、原発事故があった場合の制御ができるか否かということ。これは私は科学的なことはわかりませんが、人間がつくったものであります。ウランだけでなるわけではなくて、そこに手を加えてつくったわけです。ですから、必ずその制御をする方法はあると思うのですけれども、それは私にはわかりません。例えば飛行機事故ですが、あれだけの飛行機が空を飛んで、何らかのことで事故になろうとしたとき、これは制御できるかと言われると簡単ではないのです。そのかわり、その飛行機から脱出する方法というのは私はこれから考えていくことだろうと思っています。脱出さえできれば飛行機と一緒に落ちなくていいわけですから、相当命も助かるということ。何らかの方法は、私はあるのだろうと思いますけれども、ここで今それが確立されているとか、こういう方法があるということは、ちょっと存じ上げませんので、わかる範囲では制御ができていないというふうに申し上げるよりほかにないと思っております。

2 地元における特殊詐欺の急増について

特殊詐欺のほうですけども、変わったことや踏み込んだことをして防げるという妙案があれば、本当に何でもやりたいのです。やりたいけれども、警察官も非常に気を使っている部分は、個人的な部分がありまして、こういう電話は一切受け付けるとか、受け取るとか、厳罰を科すなどということとはできないわけです。もしかして本当の電話かもわからない。そこに個人の自由の部分と、公権力がきちんと入る部分というのは非常に曖昧であります。

作業する皆さん方はそこまでみんな考えてやっているのでしょうかけれども、結局は身の回りにまず金を置かないということ。銀行へ行ったときは銀行員の方からとにかく全部聞いてもらうということでもあります。お年寄りの方で、現金でもう50万円をすぐそこで渡したなどという方もいらっしゃるのです。布団を50万円を買ってしまったと。そうしたら、今度また何日かたったら代金をもらっていない、それで言われてまた銀行へおろしに行った。おろしに行ったときに銀行員から言われてやっとわかったというくらいですから。1回金を払ってもです。特に判断能力が非常に衰えてきている方を狙っていますので、この辺をどういうふうに、それこそ制御できるのか。ちょっと妙案は浮かびませんが、とにかく皆さんからこういう被害がある、こういうことには応じないよということ、徹底して繰り返して申し上げていくよりほかには方法がないような気がしております。勝又議員のほうでこういう方法があるぞというのがございましたら、ご紹介いただければまた検討しなければならないと思います。よろしくお願いたします。

○副 議 長 5 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 柏崎刈羽原発の再稼働に向けた動きについて

私に与えられた時間があと10分ほどありますので、もう1つ追加質問をいたします。先ほどから井口市長も大変答弁もしづらいのではないかなとそんなふうに思いながら、私も実は聞きづらいのです。これも仕事と思ってやっております。お許してください。

南魚沼市がつくった原子力災害の防災計画に、「広範囲に放射性物質が拡散するような事故を想定する」というふうに明記されています。その防災計画のいたるところに、あらかじめこうします、あらかじめ組織します、あらかじめ整備しますと、「あらかじめ」という言葉が至るところに使われています。あとは、「平常時において」という言葉もあります。「定期的に訓練を行う」という表現もあります。

しかしながら、今現在のことですが、市民の多くはこの防災計画について全く知らない状態です。地元の消防団の方に聞いてみても、我々のところへまだそれはおりてきていないと、そういうことなのです。仮に来年の7月に柏崎の原発が再び稼働すると、原子炉を起動させるという流れになったときに、来年の夏になってからやれ訓練をする、あるいはああしよう、こうしよう、安定ヨウ素剤を用意しようとかいうような形では遅いかと思います。「あらかじめ」という言葉が非常に多く使われているわけですが、あらかじめという言葉は前もってと、事前という意味だと私は思っています。

お尋ねしますが、あらかじめ市民に周知徹底するという文面もあります。そのあらかじめ、平常時においてということ、来年の夏になってからでは遅いということは今ほど申し上げたわけですが、では、何を具体的にいつまでにどうするのかという南魚沼市としての具体的な計画ができていたようでしたら、大雑把にお話いただければありがたいと思います。以上です。(何ごとか言う者あり) これ以上私が聞くことはありません。ご指導ありがとうございます。

○副 議 長 勝又貞夫君の再々質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 2 地元における特殊詐欺の急増について

お答え申し上げますが、先ほど腰越議員のご質問にもちよっとお答え申し上げたとおり、基本になるのが防災基本計画だという頭、しかもそれが原子力災害編を入れなさいということで去年というかことし、急遽またそれを入れて、そしてようやく委員の皆さん方からご承認をいただいたというところであります。今度はまた国土強靱化基本法、これが出てきます。この中に市町村の計画をではどう入れ込むのか。この問題もまたありまして、議員がおっしゃるように、もし、来年7月の再稼働ということが決定するとか、そういうところまでまだ我々がちよっと想定はしておりません。しかし、今一応基本的なことは盛り込んであります。

消防の団長さんはその委員なのですね。ですので、あれだけ分厚い中ですから全部熟知しろとは言いませんけれども、ある程度のことはおわかりいただいていると思います。ハザードマップとか、土砂災害とか、河川の水害とかこういうことも全部想定をして定めてあるのですが、なかなか一般住民の隅々までこれが周知されるということは難しい状況であります。難しい状況であります、折に触れきちんと周知していかなければなりませんので、具体的なことが今担当部のほうで想定をしておりましたら、これから答弁を申し上げます。なるべく皆さんにきちんと周知をしていくと、この気持ちだけはご理解いただきたいと思います。とっております。

○副 議 長 総務部長。

○総務部長 総務部長。ほとんど今市長が申し上げたところの細部といいますかに当たるところでございますが、防災に当たってはそれこそ平成23年の福島から、地域の関心はすごく多くございます。特にやはり原子力のようなものであれば、いかにその情報を早く正確に伝えるかというのが大変基本的なことになっています。そういう意味ではそれこそ防災ラジオ、緊急メール、防災無線、この間はFMの難聴地域の解消といったところでそういう内容についての周知については、かなり進んできたのではないかと思います。と申しますのは、一般の皆さんがテレビ、ラジオ等でそれについてはいつも聴いている。それを今度は自分のところのいわゆる地域コミュニティFMでもお聞きになっている。それがあるので、難聴地域の解消というのは、非常に待たれているところでありました。そういった点については、住民の要望をかなえた形でいっているのではないかと。消防団にしてもやはりその情報といったものに基づいて、実際の活動をやっている部分ですので、消防のデジタル無線の整備等についても非常に要望の強いところであり、災害時については、有益なものから整備を進めて、そういったことができたよというのを重点的に伝えているのが、現状でございます。ですので、地域防災計画を全部こと細かに周知できることというのは、なかなか至難の業でございますが、災害時にはこういうことをやる、こういった体制でいきたい、それには自分自身がこういったことで守るのが一番大事だよ、助け合うのが一番大事だよ、ということを伝えることができる部分の内容を整備等したときに、より市民の皆様にも周知できるようなことで進んでいるので、今の具体的な計画を進めていく、防災・減災の計画を進めていく一歩として、整備を進めているような現状でございます。以上でございます。

○勝又貞夫君 以上で終了します。

○副 議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定しました。

○副 議 長 本日はこれで延会いたします。次の本会議はあす 12 月 18 日午前 9 時 30 分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後 4 時 50 分〕